

予算決算常任委員会厚生経済分科会会議録

令和6年9月25日（水）

令和6年9月25日（水）午前10時から予算決算常任委員会厚生経済分科会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 中村 勝彦 副委員長 矢崎 友規
委員 日向 正 岡部 紀久雄 小林 真理子
佐藤 浩美 荻原 哲也

- 欠席した委員

小野 公秀

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 平塚 悟

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

代表監査委員	村松 泰彦	監査委員	青柳 好文
政策秘書課長	前田 政彦	総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊	会計管理者	辻 学
税務課長	飯島 泉	市民課長	土橋 美和
福祉総合支援課長	志村 裕喜	介護支援課長	町田 享子
健康増進課長	武藤 陽子	観光商工課長	廣瀬 仁
上下水道課長	杉野 栄	ぶどうの丘支配人	大村 山治
監査委員事務局長	中村 賢一		
政策秘書課	廣瀬 亮	総務課	三枝 俊和 樋口 透
財政課	山本 昌康	税務課	金澤 祐子
市民課	松沢 則子	介護支援課	内藤 智子 雨宮 久美子
健康増進課	近藤 理恵 土屋 和生		
観光商工課	奥山 清 武藤 剛 金子 猛		
ぶどうの丘	山下 政仁	監査委員事務局	広瀬 秀一

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 姫野 敏樹 菊嶋 大地 星野 楓

○ 会議に付された案件は、次のとおりである。

- 認定第 1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算のうち
歳出 第 3款 民生費
第 4款 衛生費
第 5款 労働費
第 6款 農林水産業費
第 7款 商工費
第 8款 土木費
- 認定第 2号 令和5年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 3号 令和5年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 4号 令和5年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第 5号 令和5年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 6号 令和5年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 12号 令和5年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算
- 認定第 13号 令和5年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算
- 認定第 15号 令和5年度甲州市勝沼病院事業会計決算
- 認定第 16号 令和5年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算

○本日審査した案件

- 認定第 1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算のうち
第 7款 商工費
- 認定第 2号 令和5年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 3号 令和5年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 4号 令和5年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 認定第 5号 令和5年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 6号 令和5年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 12号 令和5年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算
- 認定第 13号 令和5年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算
- 認定第 15号 令和5年度甲州市勝沼病院事業会計決算
- 認定第 16号 令和5年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（中村勝彦君） 小野委員より欠席の届出がございましてご承知おきください。
ただいまの出席委員7人、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き予算決算常任委員会厚生経済分科会を開会いたします。
-

開 議

- 委員長（中村勝彦君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

認定第2号

- 委員長（中村勝彦君） 昨日に引き続きではありますが、先に認定第2号の審査を行いたいと思います。当局のほうもよろしいでしょうか。

では、認定第2号 令和5年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） まず、歳入の1款1項の収入未済額の主な要因というのはどういことが考えられるのかお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

未済額につきましては、最終的には滞納繰越し分が大半を占めているものであります。

現年分につきましては、それなりの徴収率がありますけれども、やはり滞納繰越し分につきましては、数字的には2割3割程度に収まっていますので、こちらの分がそのまま収入未済額になっているというふうに理解しております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） これは、現年分についてお伺いしますが、現年課税分の収納率は大幅高くなっているということをご報告いただきましたが、現年課税分が未済になるのは2月の最終の納付が遅れたのが多いのか、それとも年間通してやはり滞納になっていく方が多いのか、どんなふうに分析されているのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 飯島課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

ちょっと、そこまで細かい分析は申し訳ありません、してございませんでした。ですけれども、毎年毎年のことを考えていきますと、やはり年間通じて滞納といたしますか、その分が積み重なっているもんだというふうに考えております。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） では、ちょっと別のところで、同じくこの課税世帯が5,508世帯と説明のときに伺ったのですが、令和4年は課税世帯5,267ぐらいで、課税世帯は増えて、しかし加入世帯数は減少傾向にあって、この課税世帯数が増えていくのはやはり滞納が多い傾向にあるということに理解すればいいのでしょうか。

追加で一緒にお伺いしますが、課税世帯のうちの現年課税分が何世帯、滞納世帯数を教えてください。現年課税分と滞納繰越し分のそれぞれの世帯数を、令和5年度分をお願いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

ただいまの小林委員の質問には後ほどお答えいただくということで、ほかに質疑のある方、お願いいたします。

関わらないものを先にお願いたします。

では、ここでしばらく休憩をしたいと思います。休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

- 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

質疑を続けます。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 歳入のほうの7款の雑入において、昨年も質問いたしましたが、一般被保険者第三者納付金、実績報告書の120ページのほうに79万4,000円と、昨年よりも大分、2.5倍ぐらいにはなっていて、取組として成果が上がったのか、それともちょっと交通

事故が多かったのか、令和5年度に取り組んだ内容と、あとそのあたりをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

一般被保険者第三者納付金につきましては、第三者の不法行為によって返還された医療費5件分となっております。

交通事故等による第三者行為によって、けがをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則となっております。保険給付限度内で第三者に対して賠償請求権を行使しまして、請求によって第三者として納付するものになりますけれども、保険者間での調整などもかなり強化してやっておりますので、その点が第三者の部分、加害者の方から直接ではなく、保険者間で調整をできるように取り組んでおります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。やはり第三者の行為求償のほうは、国保のほうで医療費として負担するより、しっかり加害者のほうと、そちらのほうから請求をちゃんともらうほうが、医療費の抑制にもなりますので、こちらの強化には今後も引き続き努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 歳入の5款の繰入金のところですけども、一般会計からの繰入金ということで、出産育児一時金の繰入金、それから未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料繰入金というふうにありますけれども、これは国が旗を振ってやっていることなので、一般会計のほうに国からどういう形で来て、そして一般会計からここに繰り入れられるというふうな形になっているのでしょうか。国からではなかったでしたっけ。
- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

未就学児の均等割の保険料の繰入金、それから産前産後の保険料繰入金のほうですが、こちらは実際の繰入額を計算したものの3分の2が県負担金として入ってまいります。

そして、出産育児一時金につきましては、繰入額は、実際対象となった方たちに交付した額の3分の2を繰り入れてよいということになっておりますので、3分の2の額が繰入金として計上してございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ということは、出産育児一時金というのは、特に国からというよりも一般会計から3分の2をここに繰り入れていいですよと、そういうことですか。
- 委員長（中村勝彦君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

一般会計から国保への繰り出しにつきましては、ルール分ということで繰り出しをさせていただいているところでございます。

一般会計の歳入でございますが、16款県支出金、2目民生費県負担金の中の国保保険基金安定負担金のところに、実績報告書で言いますと17ページになるわけですが、こちらのほうに、国から県を通して入ってきているというような状況でございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。確かにここにあるところで分かりました。

それで、私が伺いたいのは、国や県でも、こういうものは、特にですけれども、未就学児均等割保険料繰入金ですとか、産前産後保険料繰入金というところ、要するに国保税の性質からして均等割というものが一般の社会保険とは違う立てつけになっている。それも含めて、やはり子育て環境をより充実させるためにということで、子育て支援ということで、このように入っていると思うんですね。

私は常々、均等割というのは非常に不合理であるというふうに申し上げてはいますが、特に子どもについては、やはり国でもそういうふうに考えているんだなということがちょっと思われるわけなんですけれども、お隣の笛吹市では18歳までの子どもといわれる人たちの均等割を半額、一般会計から繰り入れているという形だと思えるんですけども、そのようにやっていると思いますけれども、そういうことの検討は難しいのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

何度か佐藤委員のほうからは、この件につきましてご質問をされたことが過去にもございますが、今、12年度に保険料の統一化というところを見据えていまして、そういったところも踏まえて、全体的に事業なり、こういった繰入れの内容なりということも統一

させるような動きにはあると聞いております。なので、市独自で均等割の軽減対象を広げるということは、現在はちょっと考えてはおりません。ただ、国のほうに県を通してですけれども、拡充をというところで申入れのほうはしていると、県のほうからしているということですので、そういったところも踏まえまして今後の動きを注視してまいりたいと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 本当に何度も言って課長には申し訳ないような思いもするんですけども、それにしてもやはり、どうしても私はここの均等割という、子どもが1人増えれば国保料が増えていくという、そういうことは本当に納得のできないことだというふうに強く思っています。

拡充をということで言っていてくださっているということですが、保険料統一化に向けて進んでいるけれども、それが例えば、笛吹市でやっているようなことを全ての市でやっていいというふうになるかどうかというのもまた不透明ですし、逆に笛吹市でやっていることをやめなさいというふうになってくるかもしれないということも危惧されるわけですが、ということで、私は市独自でもやってもいいのではないかと、いうふうに思いますけれども、今ここで言っても先には進まないということは重々承知しておりますけれども、そのようなことをいつも頭に置いて会議等へ臨んでいただきたいと思えます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
- 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 次、歳出のほうを伺います。

歳出の1款3項運営協議会費、15名分というご説明をいただいたのですが、非常勤の特別職の条例で日額が決まっていますね。日額、特別職の国保運営協議会の委員の皆さんの報酬は決まっているんですが、15名分だと、会長、副会長は少し手当てが違うのですが、15名分計算すると30万6,000円なんですが、この差異というのは何でしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 説明のときに延べ15名分というふうに申し上げました。年度の途中で委員の交代がございまして、それに伴って15名ということで、15名に対して報酬を出しましたということなので、委員としましては14名でございます。

報酬に関しましては、日割りで間違いなくその金額でやっております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 歳出の2款の保険給付費のことなんですけれども、国保の場合は傷病手当金というものが、社保では普通傷病手当というのがあるわけなんですけれども、昨年は傷病手当金というのがあったかと思うんですけれども、そういうものは国保では普通ないものなんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 申し訳ありません。傷病手当金は、コロナの時期に交付ということで予算を計上していた部分があったかと思えます。令和4年度にはその内容があったかと思うんですが、令和5年度ではそういった内容はなくなっていると認識しております、申し訳ありません。
- 委員長（中村勝彦君） 大丈夫ですか、今の答弁でも。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ということは、昨年が例外であって、国保には傷病手当金という考え方はないというわけでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 申し訳ございません。傷病手当金については、少し勉強不足の部分がございますので、ちょっとお調べして、またお伝えさせていただければと思います。
ただコロナの時期には、期限を切って、その時期で申出をもらって傷病手当を交付していたということは承知しておりますので、その期限がいつまでだったかとか、そういったこともちょっとお調べして、またご報告させていただきます。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 社保である傷病手当金が国保にないということも、国保という制度の矛盾なところなのかなということも思えますので、よく調べていただいて、そういう不公平がないような形のものをこれからつくっていくということを要望して、この質問を終わります。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 2款の療養諸費、療養費、療養給付費、この辺の高額療養費、このあたりを見ていきますと、大分、令和5年度は、歳出のほうを抑えられたのかなと思うのですが、これは健康増進課のほうとしても、あまり病院にかからずに元気でいてくださる方が増えたというふうには何か効果を感じているのか、それともただ病院の受診控えが進んだのか、何か取組としてこういう成果が表れたのか。こういう何か要因としてお持ちのものがあつたら、分析されているようなことがあれば、ご報告をお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

単年度ごとの受療状況については分析等は行っておりません。ですので、あくまでも現場感覚にはなりますけれども、コロナが発生した当初は受診控えというものが顕著であったと思います。ただ、その後、何年か経過するうちに、市民の方もどういうふうな医療受診のかかり方が適切かということで、私どものほうも過度な受診控えはしないようにという周知啓発も行いましたので、それによってのここの増減というふうにはあまり考えてはおりません。別の理由があろうかと感じております。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 今度、3款の納付金のほうを聞きたいんですが。

今の療養費、療養給付費、そういうものを合計すると、令和4年よりも減っているんですが、納付金はどうしてもやっぱり微増していくところを今、所管事務調査もしている研究していますが、この納付金の算定基準というのは、いつの時点のこの療養費とか、そういうのが加味されていくのか、全くそういうのは関係なく、所管事務調査でやっているような数値だけでこの算定をされているのか、どうなのでしょう。

○ 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

土橋市民課長。

○ 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

納付金の算定に係る前提条件ということで、直近の1年間の医療費実績を基礎としまして、過去2年間の伸び率によって推計されるということになります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。そうすると、令和4年も令和5年も、このあたり医療費を大分抑えてきているので、もしかしたら次の年は、ちょっと期待したいと思います。

やはり納付金が国保の特別会計で大分大きいところを占めているので、今回6款の基金費を見てみると財政調整基金13万1,000円、少しですけれども、積立ては本当に少ししかできなかった状況を見ると、とても苦しい状況にあるというのは鑑みることができますので、また令和6年度は財政調整基金を取り崩しての予算立てになってしまったところも、令和5年はそれくらい厳しかったということでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 保険給付費のほうが減額になっているということは、被保険者もかなり減ってきているという現実もございます。なので、医療費等も、確かに高額な医療にかかったり、あとは高齢の方がいらっしゃったりするので、その分、少し医療がかかる場合もありますけれども、それを上回る被保険者の減少というところで、そういったところも抑えられてというか、少なくはなっているという現状がございます。

ですので、今後、基金を取り崩して、ちょうど今回の令和5年度は、当初予算を組むときには、実際はちょっと基金を頼りにしなければならないという初めての状況だったんですけれども、最終的には均衡が辛うじて保てた状態になっていた、それは健康増進課で被保険者に働きかけてくださったりとか、そういった保険税の納付に税務課が取り組んでくれたりとか、そういったところもあり、辛うじて均衡が保てたという状況になっておりますので、そういった努力も重ねながら、令和7年度などの納付金の状況も今後本当に分からない状況ではあります。示されて初めて分かる場所なんですけれども、今後増えるのか減るのかもちょっと分からない状況ではありますけれども、そういった努力で対応していけたらと思っております。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 5款をお願いします。

特定健康診査等事業費のところ、特定健診・特定保健指導実施状況というところを見ると、特定健診受診者、それから健診結果説明会、個別相談、保健指導、そして次の126

ページのところに行くとも人間ドックの受診者というのが書いてありますけれども、いずれも昨年より少しずつ減っているというふうに見受けられます。この受診率というのはどんな感じであるのでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

受診者数の減少というのは2つ要因があると考えております。

1つは、国保の被保険者自体の減少ということ、あと甲州市は特定健診の受診率が非常に高い、全国的にも10位以内に入るような高い地域でありまして、それは長く維持しているんですけども、昨年度の受診率が、まだ法定報告は現在詳細を計算中でして、見込み数字になりますが、昨年度受診率57%ということで、前年度が58.4%でしたので、それと比較すると受診率自体も若干ではありますが、減少しているということになります。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

大変高い受診率を誇る甲州市ということですが、125ページに、未受診者の対策というのかなり丁寧にしてくださっているということを読み取れます。この未受診者の対策というところで、何人ぐらいその対象がいて、例えばこの説得をすると何人ぐらい説得を受け入れて、受診するようになるかというようなことは分かりますか。

○ 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） お時間をいただきまして大変恐縮です。

先ほど佐藤委員からご質問いただきました未受診者対策についてでございますけれども、令和5年度の実績としましては、健診をお受けにならなかった方2,525名の方に対しまして、治療中ではあるけれども、健診をお受けになっていない方ですとか、前年度受診されたけれども、令和5年度はお受けにならなかった方、また国保に新しく加入された方といったような階層化といいますか、対象者に合わせましてリーフレットを作成し、そ

れを個別郵送しております。

このほか、保健師等による個別の電話かけ等、またはかかりつけの先生方とも連携しまして、健診は年に1度は受けましょうというような勧奨もするなど、幅広いいろいろな方々にいろいろな方法を用いまして受診勧奨をしているのが、未受診者対策になってございます。

令和5年度は、これらの勧奨した方のうち283名が昨年度の健診をお受けになっているということで、その健診の内訳は、総合健診だけでなく、個別医療機関健診ですとか、様々な形になっています。

また、このほか年に2度、未受診者対策会議というのを開いておりまして、これには学識経験者の先生ですとか峡東保健所長にもお入りいただいて、甲州市の未受診の方へどんなアプローチをして特定健診の受診率を上げていこうかという会議になってございまして、平成23年から開始しているかと記憶しているんですけども、当初は三十数%だった特定健診の受診率が、ここでご助言をいただいた内容を毎年反映しまして、現在先ほどの57%ということで、国のほうは60%を目標ということで掲げておりますので、あと数%お受けいただきますと、甲州市は目標を達成するといった状況になってございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 小林委員の質問にお答えをいたします。不手際がありまして申し訳ございませんでした。

滞納繰越分の件数及び人数ということで回答させていただきます。

令和5年度につきましては、滞納繰越分、件数が3,248件、人数が400人であります。また令和4年度につきましては、件数につきましては2,938件、人数につきましては364人あります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今、令和5年度の決算における滞納繰越分なのか、すみません、ちょっと令和5年の現年課税分の滞納分、どちらでしょう。
- 委員長（中村勝彦君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

令和5年度の決算において発生した滞納繰越分ということで、その中で、現年かあるい

はその前の年からの繰越しのものかという計算まで、ちょっといたしておりません。申し訳ありません。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 今回のことと関連したことを伺いたいですけれども、国保には減免制度があるということですが、減免制度はあっても、このような滞納、あるいは不納欠損というのが生じると。今伺った滞納繰越分でも、令和4年に比べて令和5年のほうが増えている。それから、右下の118ページの不納欠損のところの医療分、支援分、介護分の件数も令和4年に比べると、昨年聞いたので、そこと比べると増えているということなんですけれども、減免制度があっても、この不納欠損なり滞納なりが生じるというのは、どういうことかというような分析とか、あるいは原因をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 飯島税務課長。

○ 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

減免制度は、おっしゃるとおり7割軽減、5割軽減、2割軽減とございますが、やはりその軽減措置を講じましても滞納が出てしまうというふうに理解をしております。また、不納欠損につきましては、やはり令和4年度と比較しまして160万円弱ほど多くなっております。件数にしてみても30件程度増えているというふうになっております。

不納欠損の中で一番多いのが、執行停止後3年経過のものという条件でありまして、これが全体の56%を占めております。ですので、やはり執行停止をかけているということは、それなり、そういうことかなというふうに考えております。減免をして執行停止、さらにその後に執行停止をしても、やはりそのまま払えないと、そういうことで不納欠損が生じているのかなというふうに理解しております。

また、さらに被保険者の人数も減少してきております。その辺がやはり全体として滞納繰越、不納欠損が増えている原因かというふうに考えております。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ということは、この方々は生活保護に移行していくと、そういうことなののでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） ちょっと、もう少し決算に絡んだように質問していただければと思います。

もう一度補足をお願いできますか。

では、小林委員。

- 委員（小林真理子君） 私も佐藤議員と同じように、ずっとこれやはり国保税が高くて払えないという方がいて、不納欠損になってしまうその手前で、できれば何とかしていけば、国保の収入にもなっていくので大事なことだと思うのですが、初めにちょっと減免措置のとられている7割、5割、2割の世帯数と人数を伺っていいですか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

保険税の軽減世帯ということで、医療分と、それから後期高齢者支援分につきましては同じ数字になりますので、よろしく申し上げます。

7割の軽減が世帯で1,320世帯、被保険者数で1,750人。5割が652世帯、被保険者数が1,131人。2割が484世帯、被保険者数は903名です。合計で2,456世帯、3,784人です。

介護支援分につきましては、40歳から64歳までの方たちが対象になります。

7割が559世帯、被保険者数が623人。5割が287世帯、357人。2割が199世帯、248人。合計が1,045世帯で1,228人になります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 数字ありがとうございます。

今のこの全体の後期高齢者支援分と医療分の世帯数というのは、昨年度とほぼ同等くらいで推移するんですが、介護支援分のここからの状況が見えてくるような気がするのですが、40歳から65歳の人たちで、これだけ世帯数として1,045世帯がこの軽減対象になっているということで、今、加入世帯の平均が4,886世帯と令和5年度ということですよ。だけれども、県からすると甲州市は大分収入が高いと評価されるというのが、やはりちょっとこういう数字を見ていくと、私はどうしてなのかなと思います。

あともう一個聞きたいのが、短期証と資格証の発行数を令和5年度のいただけますか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

令和6年3月末時点になります。1か月証が65世帯です。あと3か月証が15世帯で、子どもが10世帯21人になります。資格証ですが、世帯が32世帯になります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） この短期証、資格証のほうはもっと大変で、医療を受けるのにも取りあえず10割自分で負担してくるわけですよ、償還払いしてもらうために。短期証、1か月でも短期証になる方はいいですけども、こちらのやはり資格証の方々というのは不納欠損のほうに、滞納しているから資格証になるわけで、短期証になったり資格証になるわけですけども、こういう方々の納税の相談とか、そういうのはどういうふうに行っているのか。納付書、その金額をどんと払ってもらうのか、それとも分割でこれくらいずつでも構いませんというような指導をされているのか。それもできないから資格証になるわけですよ。ちょっとそのあたり、納税相談のあたりをお願いします。令和5年度の状況を。
- 委員長（中村勝彦君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えをいたします。

納税が困難な方たちにつきましては、窓口等でも相談に随時応じております。

その中で、払える範囲の中でお支払いいただけるような相談に応じておりまして、そういう対応をさせていただいているところであります。

以上です。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 確認だけさせていただきます。

そういうように納税相談を行われていて、払える範囲で払っている方は、普通の保険証をいただけるのでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

税務課のほうで、分納の確約というか、そういったもののお約束をしていただいて、例えば5,000円払ったら1か月証を出しますみたいなお約束をして、少しでも納税していただいて、1か月証をお渡しするとかというやり取りをしながら、納付をお願いしているという状況でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 滞納に関しては、例えばほかのものも出てくると思うんですけども、庁内の連携の体制というのをどう取って、当たる職員の研修ですとか、事例に当たる方の職員の情報共有とか、そういうのも必要になってくると思いますけれども、ちょっともう少し詳しくご説明いただいたほうがいいかなと思ひまして、お願いします。

飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

甲州市では、収納対策連絡会議という会議、副市長をトップに組織してございます。その中で年に数度、収納対策について、前年度収納状況を確認する中で、それぞれ案を持ち寄って、また次の対策を立てるためのワーキンググループ等を開催しまして、収納対策を講じているところであります。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今のことですけれども、国保税だけではなくて、ほかのものの滞納ですとか、生活困窮ということが根底にあるというふうに思うんですけれども、連絡会議で対策について考えるというだけでなく、福祉総合支援課などと個別の人について情報交換をしたりしながら、その人を総合的に支援していくにはどうしたらいいかという観点を持ちながらやっておられるでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） どうでしょう。国保との連携にどのような形であればいいんですけれども、先ほどの答えた答弁で、また違う場面で調査を進めていただけたらなど。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 今申し上げましたような問題意識の中で対応にも当たっていただけるようお願いしたいと思いますし、私たちもまた研究をしてまいりたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 5款の実績報告書の126ページですけれども、疾病予防費のところ、糖尿病に対する疾病予防ということで、例えば糖尿病何でも相談栄養士というような方々にも活躍をさせていただいているようです。

糖尿病というのは大変、それだけではなくて、いろいろな疾病を引き起こす、特に糖尿病性腎炎というんですか、人工透析に移行するようなかたが多くて、とても医療費を圧迫する一つの要因であると思ひまして、そのことに対しての予防的なことをやってくださっているというふうに思います。

先ほどの健康増進課長の答弁の中にも、事細かく健診の勧奨をしてくださるということで、大変感心もしながら聞いておりましたけれども、その一番下に第3期データヘルス計画というのをつくったということで、第2期から第3期への移行で、どのような

ことが重点として浮かび上がったかということ、それからジェネリック医薬品というものの使用の率などは分かるかどうかということをもし分かれば、お願いしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

まず、1点目の第2期データヘルス計画から第3期計画への内容の移行等というご質問に対してでございますが、甲州市では委員おっしゃいましたとおり、生活習慣病を起因とする、その他の慢性疾患全般が医療費の上位を占めているという状況でございます。中でも、これは第2期、第3期共通なんですけれども、他の地域に比較しまして糖尿病の有所見者割合が高いという特徴がございます。

理由については、ちょっと分析が難しいところではあるんですけれども、食生活であったり、運動不足も、実は県内でも体を動かす人の割合というのが顕著に低いという地域になってございまして、健康増進課ではこのあたりに着目をして、健康づくり事業を展開しているという状況です。

糖尿病は、委員おっしゃいましたとおり、それ自体は無症状であったり、大きく生活に支障を来さない場合が多いんですけれども、重症化しますと、失明ですとか、手足の末梢神経が壊死しまして、重症化しますと切断という方もいらっしゃったり、そして今話題に出ました糖尿病性腎症というのが、医療費の面からも大変心配ではあるんですけれども、その方のQOLを考えましても大分生活に支障が出ますので、甲州市では糖尿病性腎症の抑制というものを第一に全体を取り組んでおります。

あと、糖尿病性腎症は腎臓を悪くして透析ということなんですけれども、これにつきましては、なかなか各市町村だけでは難しい課題でございまして、重症化する方はやはり何らかの医療を受けになっている方がほとんどなんですけれども、そこの中断があったりですとか、いろいろな課題があります。

これについては、県内で、県が主導しまして、CKD対策というんですけれども、この糖尿病性腎症を含む全体的な腎疾患を、病診であったり心身連携と、また自治体との連携ということで、何とか県内全体で機運を上げて、このことに取り組んでいこうという今、段階でございます。

もう一つがジェネリックの普及率ですけれども、甲州市は昨年度のデータヘルス計画で分析しまして、直近の使用割合なんですけれども、令和5年3月の分析に基づいた結果

ですと81.7%ということになっています。国の目標が80%を超えることということで、山梨県平均が81.3ですので、甲州市はこれを上回っているという状況です。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 丁寧な説明ありがとうございました。

第3期データヘルス計画、ちらりと見させていただいたんですけれども、大変な数値目標もあり、そして分析もしっかりしているようで、甲州市の医療費抑制、それから市民の命と健康のために大変頑張っていてくださるということを常に思っていますけれども、さらに私たちも協力して、この事業というんですか、運動不足の割合が低いというようなことも含めて考えていければというふうに思いました。ありがとうございます。

○ 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） 認定第2号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第2号 令和5年度甲州市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定すべきものと決めるにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（中村勝彦君） ご異議がございませんので、起立による採決をいたします。

認定第2号について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○ 委員長（中村勝彦君） ご着席ください。起立多数であります。

よって、認定第2号については、これを認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

○ 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

認定第1号

○ 委員長（中村勝彦君） 昨日に引き続き、認定第1号、第7款商工費について質疑をいたします。

昨日のご答弁からお願いしたいと思います。

手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） 7款の審議に当たりまして、冒頭大変失礼いたします。

本日10時から厚生経済分科会の審査を行うということは重々承知をしておりました。そのことを踏まえまして、本日、始業後に私のほうから、本日の分科会の日程といたしまして、7款商工費から始める旨と、8款の土木費については昨日に審議が終わっている旨、したがって認定第2号と第3号の所管課長は最初から会場入りをするようにという指示をしたところでございます。しかしながら、7款商工費の所管課長につきましては、このメッセージによる連絡を見ていなかったということが1点。もう一点は、昨日の宿題と申しますか残りがありましたので、それについてはすぐにやるという認識がなくて、また呼ばれるであろうという認識を持っていたということでございます。

このように、分科会の運営に大変支障を来すような事態をいたしまして、大変申し訳ありませんでした。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

では、答弁を求めます。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

昨日、佐藤委員、小林委員より質問いただき、お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、まずシルバー人材センターのインボイス対応について報告させていただきます。

- 委員長（中村勝彦君） それ、インボイスについてですね。昨日も私のほうから言いましたように、分科会ではなく厚生経済常任委員会ということで報告をいただければということで、お話ししてあったかと思えます。整ったのであれば、この分科会後にまたご相談いただければと思えます。

暫時休憩いたします。

再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時34分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

先ほど認定第1号、第7款商工費を議題にすると私のほうで宣言いたしましたが、訂正させていただきます。先に認定第3号を行いたいと思います。

認定第3号

- 委員長（中村勝彦君） 認定第3号 令和5年度甲州市診療所事業特別会計歳入歳出決算を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 診療所事業特別会計、本当によくご努力していただきまして、田中先生のお人柄、私も診察に伺ったとき、本当に一人一人と、もうどれくらいお話しされるんだろうというぐらい丁寧に診察されていて、本当に田中先生に感謝を申し上げます。一度厳しいことを診療所の決算のときにも、1回、随分前にですけれども申し上げたこともありましたが、これだけ会計上も大変ご努力も伺えますし、田中先生の往診頑張っているというのにも耳に入りますので、本当に頑張っているなと思います。ありがとうございます。

それで1点だけ、ちょっとどうしても気になったので、昨日建設課のほうにお伝えしたんですが、立地適正化計画を策定している中で、大藤診療所の状況について、ちょっと建設課のほうの計画に書かれているものは、大藤診療所の実態に合っていないのではないかとこのところ、庁内ワーキンググループがあるので、よくそういうところの情報もとってほしいということはお伝えしました。なので、大藤診療所、これだけ素晴らしい活動されているので、地域医療としても、その点について課長のほうで、令和5年度の状況、大藤診療所をどういうふうに運営されてきたのかについてお答えをお願いしたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
○ 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

田中先生へのご配慮のお言葉、本当に感謝申し上げます。このことは田中医師にも必ずお

伝えたいというふうに思います。

昨年度はまだコロナが2類から5類になったばかりということでしたので、通常診療に加えて新型コロナウイルスへの対策ということで、市のワクチン接種への協力と併せまして、大藤診療所自体でも、発熱外来等ワクチン接種にも積極的に先生にはご尽力いただきました。

通常の診療でございますけれども、外来診療は当然なんですけれども、先ほど小林委員もおっしゃいましたように、先生、この地域の医療ニーズはやはり高齢者に向けた医療の提供ということで、それもなかなか民間の医療機関ではカバーできないような僻地であったり、まちなかであっても高齢を理由に外来診療ができなくなったような方に向けてまして、訪問診療に熱心に取り組まれているという状況でございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ありがとうございます。

午後ほとんど、往診のほうにお出かけになっていらっしゃるのも、状況も分かりますので、どのくらい回数として、そういう往診の回数というのはお伺いすることは可能ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

令和5年度の訪問診療と往診、ちょっと詳細で言いますと、往診は患者さんが急変というか、具合が悪くなって先生をオーダーされて駆けつけるというもので、それに加えて、定期的に在宅のほうへ行くのが訪問診療でございます。これを合わせまして、昨年度の合計数が297になっておりまして、令和4年度が175でしたので、大分精力的に行っているという状況でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 稼働日から考えても、この往診、訪問診療の件数、大変多いなと思います。

ぜひ、車も少しずつ老朽化して入替えも行われたりもしているので、田中先生のまた山間地へ行く場合、大変細い道もあつたりするので、田中先生が運転されるより事務局の方が運転されたりとかも対応がされていると思いますが、気をつけて行っていただきたいと思います。

あともう一点気になるのが、立地適正化計画のアドバイザー一会議の中で少し出ていたのが、建物の老朽化について触れられていたのですが、大藤診療所の建物の状況としてどのように考えていらっしゃいますか。

○ 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

建物の躯体自体は古い建物ではありますが、診療に遜色ないという状況でございます。ただ、昨年度も入り口のポーチのタイルが剥がれてしまって、それを修繕させていただいたりしているんですけれども、そういったところ、軽微な修繕箇所はやはり年々増えているような印象がありますので、その都度、来所される患者様、それから医療スタッフに危険がないように整備してまいりたいと考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） 質問への答えではないのですが、少しお時間をいただきまして、今、大藤診療所の状況の大変ご丁寧な励ましの言葉とともにご質問いただきましたので、加えまして今現在なんですけれども、大藤診療所の診療時間が8時半からということに今、規則上なっております、これが職員の就業時間と同時刻になってございます。ですので、現実的には8時半から診療受入れをするためには、職員が恒常的に30分か、もしくはそれ以上の時間前に出勤をしまして準備をして対応しているという状況でございます。

これを無理のない持続的に診療を続けられるような体制にするために、大藤診療所の診療時間を9時からということで、朝8時半からは受付時間ということで規則の改正をしようということを田中先生の状況を鑑みて庁内で検討しておりまして、そんなご報告もこの場で重ねて、させていただきたいと思っております。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 診療時間の変更はよいと思います。また、誰かに負担をかけながらこの8時半をどうしても守っていかなければいけないということもないですし、いいと思います。

いつから、この9時、またそのときお知らせがあるということですよ。

○ 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

○ 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

今現在、例規審査会等も通す必要がございます、規則の改正を終了し、その後、利用

者の方にも周知をする期間を考えると、実施は来年の4月1日を見越しております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

矢崎副委員長。

- 副委員長（矢崎友規君） 1点確認させていただきたいんですけども、歳出の2款1項3目需用費、医薬品の衛生材料費だと思うんですけども、こちら予算額に対して決算額が540万円ということで、約100万円ぐらい減額になっているのんですけども、今、結構医療費なんか値上げなのに、ちょっといろいろ精査してこの額になったとは思うんですけども、そのあたりいかがでしょう。足りないということはないのでしょうか。大丈夫でしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

大藤診療所につきましては、原則院内処方の形式をとっておりますので、医薬品の購入費を年度当初は多く見積もります。ただ、年度の途中でも、受診患者さんの動向を精査する中で、昨年度は不用額の発生が見込まれましたので減額補正をさせていただき、それでもまた不用額があるという状況です。

この理由につきましては、ちょっとコロナ禍で長期処方が定型になったというか、患者様のほうも長期処方を望まれる方がいらっしゃることで、あとはジェネリック医薬品への転換ですとか、あとは訪問診療で行かれる方は、かかりつけの調剤薬局をお持ちいただいて、そこで調剤のほうも訪問していただけるということが市内でありますので、そんな連携の中で、大藤診療所から処方薬を出すということが若干少なくなっているという状況でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 認定第3号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第3号 令和5年度甲州市診療事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第3号についてはこれを認定すべきものと決しました。

認定第4号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第4号 令和5年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 歳入の1款1項不納欠損9万2,000円は、どういった原因で不納欠損になったのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

不納欠損額、6人、9期分になります。亡くなられた後は所在不明による消滅で時効を迎えたという形でございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 認定第4号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第4号 令和5年度甲州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、これを認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第4号については、これを認定すべきものと決しました。

認定第5号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第5号 令和5年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とし、質疑を行います。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

質疑を受け付けます。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 歳出の2款1項5目施設介護サービス給付費、実績報告書の141ページなんですが、その中で、介護老人福祉施設と介護老人保健施設、介護医療院の実績の件数は載っているんですが、それぞれ甲州市内にこの対象となる施設は何施設ずつあるのか、あと令和5年度の件数ではなくて決算額、それぞれというのは出せますか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

まず、施設数になりますけれども、介護老人福祉施設が3施設になります、市外の広域でもありますので、市内だけではない部分もあります。介護老人保健施設が2施設、介護医療院は甲州市内にはありません。それぞれの決算額はすみません、手元にちょっと資料がないのでお答えすることができません。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） それぞれの決算額が出ないとして、分かりました。それで、この件数が多いところがやはり決算額としては多いと理解すればいいですか。このまま、この件数の割合でこれを大体、決算額を考えればいいのか、そうでもないでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

件数によってではなく、サービスの内容が個々に違いますので、件数によっての同一の配分ということはありません。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） どうしても必要なわけではないのですが、これちょっと時間かければ、この決算額というのは出せる可能性ってあるんですか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） 国保連のほうから施設費として請求が来るので、この内訳を細かく分けるのはちょっと、かなりの時間を要するというか、難しいと思います。お願いいたします。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 歳入のほうの3款国庫支出金の2項国庫補助金のところで、137ページですけれども、地域支援介護予防・日常生活支援事業総合交付金とか、様々に交

付金が書いてあります。昨年と比べると、件数がいずれも減っているんですね。それと同時に138ページの県の補助金も、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金も、それから、その下の包括支援及び任意事業交付金も減っているのですけれども、これは、こちらの市で介護予防や重度化の防止に関する取組をして、そしてその補助金を申請するということなので、そういう取組が昨年、令和4年度よりも少なかったのかということ伺います。

○ 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

○ 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

それぞれの交付金ですけれども、様々な事業の積み重ねの中で、この交付金額が決まっています。件数が減ったとかそういうことはなく、特に大きく利用が少なくなったとかということでは、あともう一つは総合事業のほうに力を入れている部分ありますので、そちらのほうに行っている部分もあるかと思えます。

○ 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 令和4年度と比べて、そういう介護予防・日常生活支援事業というものが、数及び質が下がったということはないということですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。

○ 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

質が下がったということではなく、介護予防事業支援等を受けている方が総合事業のほうに移っていらっしゃるということでもありますので、介護の予防事業の中の質が下がったということはありません。

○ 委員長（中村勝彦君） では、ここで休憩をとりたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 先ほどは答弁ありがとうございました。

先ほどのところで、介護予防とか、そういう支援の事業が総合的なものになったという

ふうにおっしゃったんですけれども、それはこちらでいうとどこのあたりを見ればいいんですか。一般会計ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

4款の1項、2項が全て地域支援事業になります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

そちらのほうは昨年より充実しているということですか。そういうふうに解釈したらいいですか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

大きくは変わってはおりません。

先ほど、すみません、説明をさせていただいた中で、地域支援、介護予防・日常生活支援事業交付金のほうが令和4年度に比べて減っているという質問をいただいたんですけれども、こちらの事業のほうが、同じ予防事業の中で、地域支援事業ではなく、介護予防の別の介護予防給付のほうのサービスに移行されている方が多くいらっしゃいます。それで、こちらの交付金の対象の事業のほうは減っているんですが、介護予防のほうの事業のほうの支出は増えている状況ですので、全体的には変わらないと思われま

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ほかの事業も、補助金が減っているようなところも、このページのところはあるんですけれども、それもみんな同じようにほかのところでやっているというか、そこのほうに移行したからということで解釈してもいいのでしょうか。例えば、介護保険保険者努力支援交付金、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組に対する交付金も減っているし、その上の2つも減っているんですけれども、それさっき地域支援というふうにもおっしゃいましたけれども、どことは言えないけれども、移行しているということでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

こちらの137ページにあります上の2つの事業は、介護予防のほうの支出のほう、先ほどの説明のとおりなんですけれども、その下の保険者機能強化推進費補助金、また介護

保険保険者努力支援交付金につきましては、インセンティブの交付金でありまして、毎年国から項目が示されます。毎年こう変わっているような状況なんですけれども、この交付金のほうが減っていることに関しましては、甲州市の場合、点数的にはそれほど変わってはいないんで、点数が下がった部分の項目もあるんですけれども、交付金の額が、国の予算額が前年対比約50億円マイナスとされていることから、各市町村のほうに配分される金額も減っていると思われま。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。インセンティブに対する交付金ということで、こちらがやるものを減らしたというわけではなくて、そもそも国の予算がマイナスになったということが大きいということで解釈をしました。分かりました。

続いて141ページに、介護認定審査会費というところで、その他認定審査経費、要介護認定件数というのがそれぞれの件数ありますけれども、これ介護認定が、介護度が下がるというような例は、大体は上がっていくのかもしれないですけれども、いろいろな取組によって介護度が下がるというような、そういう例はありますか。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

例えばですけれども、転倒されて、骨折をされて退院されたときに介護の認定を受けます。その後にリハビリとか通所リハビリとかに通いながら、状態が改善して介護度が改善していくということは実際にあります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） そういうのは病院から、単純な骨折とかでリハビリを重ねて介護度が変わっていくということはあると思うんですけれども、市の何か事業がありましたよね。市の事業があつて、その事業を重ねることによって変わってきたというような、そういう例はあるでしょうか。例えば、認知症予防とか、いきいき健幸教室とか、健幸隊とか、そんなようないろいろな事業をやって、その結果、介護度が下がったというような例はあるでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

例えば、ももたろう塾とか短期集中で3か月間の、認知症とかも含めてなんですけれども、そういった事業を通して介護等が軽くなるということもありますし、それぞれ介護

予防事業に関しては、その事業に参加してもらおうということが目的ではなく、それを通して自分の健康への意識を改善していただくための事業でもありますので、そういったことの全ての取組の中で介護度が改善していくということは考えられると思います。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

なかなか介護度が下がっていくということは難しい。普通は上がっていくと思うんですけども、ももたろう塾ですとか、例えば訪問介護でいろいろなヘルパーさんが対応する中で介護度が下がっていくということもあるかもしれないということで、そういう例をできるだけ意識的に少し蓄積するというのも必要なのかなというふうに思いますので、意識をしてそういうものを見ていただきたいし、私たちもそういうものをするために、予防の面でもそうだし、そういう取組を応援したいというふうに考えます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今実施している事業によって介護度が改善していくというのがあったので、それに関連しまして、歳出の4款1項3目の中の一般介護予防事業費の中の、課長の答弁の中にもあったものもありますが、3つここに上げられているんですが、この参加者ではなくて実施回数をそれぞれお願いできますか。145ページのところの。
- 委員長（中村勝彦君） 実績の載っている部分の回数ですね。
- 委員（小林真理子君） ほかにもあるのであれば、ほかのももたろう塾とか。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

まず、すこやか脳トレーニング講座ですけれども、こちらのほうは参加人数が41名になります。

（「回数」と呼ぶ者あり）

- 介護支援課長（町田享子君） 回数、失礼しました。

回数が、1コース6回を2会場で行っておりますので、12回行っております。

いきいき健幸教室のほうは、回数が12会場で行っておりまして、こちらのほうは月1回になるんですけれども、農繁期とかでお休みのところもありますので、12会場掛ける12回ではなく、ちょっとすみません、その回数のほうまでは手元に資料がありませんので、

申し訳ありません。

健幸隊に関しても、1グループ12回、月1回になります。昨年度は6グループが実施をしております。こちら、やはり農繁期とかの関係でお休みをしているところもありますので、12回掛ける6グループではないのですが、それよりかは少ない数になります。

あと、ももたろう塾のほうは全部で46回開催をさせていただきました。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 第9期介護計画のそれでニーズ調査を丁寧にされていて、市の介護予防教室の認知度のニーズ調査で、すこやか脳トレの「知っている」「ある程度知っている」を合算しても20%ぐらいで、いきいき健幸教室も「知っている」が14で、「ある程度知っている」が13で、合わせてやはり27、30%未満、健幸隊に至っては「知っている」が7.8で「ある程度知っている」が9.6で、認知度がいずれも30%にも届いていない状態で、参加者がこれだけいるとしても、この認知度をまず高めていかないと参加者も増えていかないのではないかと思いますのですが、今、令和5年度はどういうふうにこの事業の周知を進めて、この認知度の課題についてどのように考えているのか、取り組んでいこうと思っているのか、お願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） お答えいたします。

こちらのそれぞれの教室ですけれども、まず、こちらのほうを周知するにはケアマネさんとか、実際に利用者の方と接している方で状態を分かっている方がケアマネさんですので、ケアマネさんのほうにはもちろん周知をしておりますし、窓口のほうに介護の申請なり相談に来られた方にも、こういった事業もありますということで周知はさせていただいております。

また、ホームページや広報等でも周知をさせていただいております、実際のこのニーズ調査では確かに認知度のほうは低いんですけれども、今後なるべく周知をして多くの方に知っていただきたいと思っています。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） この項が、介護予防・日常生活支援総合事業で、介護になる前に介護予防のためのこれが実施事業ですよ。なので、ケアマネさんに相談行っている方は、ある程度介護が必要な方々だったり、申請に来る方もそうです。やはりホームペ

ージ、広報等で初めて知る方が参加するというのがすごく重要な事業ではないかなと思うので、だからホームページ、広報ではなくて、またもうちょっと違う周知の仕方を考えていかないと、例えば社協のいろいろな事業に周知をしてもらおうとか、地区ごとにグラウンドゴルフ大会なんかもあったりするんですが、そういうときにこういうのもやっていますよと、元気な方々すごく多いので、介護にはなっていない、介護状態にもなっていない方々に、どうやってこの教室に参加してもらおうかというところをもう一度、課でも検討して、周知の方法を考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

- 委員長（中村勝彦君） 町田介護支援課長。
- 介護支援課長（町田享子君） すみません、介護認定を受けていない方に関してもなんですけれども、例えば民生委員さんとかの定例会とか、そういったところにも出向きまして、こういった事業がありますということは周知をさせていただいております。

各イベントとかでも、およっちょい祭りとかでも認知症のブースとかもありまして、昨年もお出させていただきました。その中でも、認知症以外にもこういった介護予防事業がありますということでお知らせをさせていただいております。今後も、周知に努めてまいりたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） 認定第5号についての質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。認定第5号 令和5年度甲州市介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定すべきものと決めるにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第5号についてはこれを認定すべきものと決しました。

認定第6号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第6号 令和5年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算を議題とし、質疑を行います。
質疑はございませんか。
(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） 認定第6号についての質疑を打ち切ります。
- お諮りいたします。認定第6号 令和5年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定すべきものと決めるにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第6号については、これを認定すべきものと決しました。
-

認定第12号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第12号 令和5年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算を議題とし、質疑を行います。

ここで入替えのため休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。
- 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 最初にちょっと全体的なこと伺いたいのですが、まず水道ビジョン、この間、内部留保金のご説明のときに伺いましたが、水道ビジョンでシミュレーション1においては、2024年には内部留保金が最低基準4億円を下回ると予測されていましたが、今回の令和5年度の決算を見る限り、現預金から未払金を引いたとしても昨年度とほぼ同額、むしろ少しちょっと微増ぐらいで努力が見受けられます。また、あと車両をもらい受けたりして工夫をされている、あの車両も見ました。大変皆さんで上手に使っていらっしゃるなど、経費も削減したり、大変なご努力が見受けられます。
- このシミュレーション1では起債比率100で、実際そういうところの起債率を70%にしたのか、100%にしているのかとか、ちょっと努力の内容をもう少し全体的なところで、資金についてお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。
- 休憩 午後 1時23分
-
- 再開 午後 1時24分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

事業をしていくには、企業債のほか国庫補助金等を投入いたしまして、そのほか一般会計繰入金なども入れながら事業のほうをさせていただいておりますが、委員のおっしゃるとおり、収益的支出のほうにつきましては、なるべく大きな修繕等が発生しないように点検等も委託をしまして、十分な点検を行いまして、大きな支出がないようにいたしました。

また、資本的収支のほうにつきましては、投資金額につきましては、できる限り企業債を借りる、また国庫補助も入れながら、できる限り流動資金のほうを口座に残すように努力をいたしました。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 本当にシミュレーションの状態だと、もう2024年という今年、もう大分下回っているところまで来ていたのですが、あと例月出納をちょっと見させていただいて、昨年も例月出納の話で少しさせていただいたのですが、令和5年8月時点で定期が4億3,000万円から3億3,000万円で1億円取り崩していますが、これは取り崩しているのか、定期が満期になったのか、ちょっとお答えをお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

支払い資金の不足が生じるおそれがありましたので、定期のほうを取り崩させていただきました。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） なかなか、4か月分を資金として確保しておかなければならないという、水道企業、大きいので、もともとの金額が、大変だとは思いますが、しかしながら、今後も資金ショートの可能性というのはまだ脱したわけではなくて、むしろ内部留保はどんどん減っていくほうにあるのではないかと思うのですが、今後の対策として、令和5年度の決算を受けた後、どんなことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

令和5年度決算に関する流動資金につきましては、予想よりも多く見えるわけですが、先ほど委員がおっしゃられたとおり、未収金、未払い金がありまして、未払い金のほうも2億円を超えていまして、これを抜きますと6億円台に入ってくるということでございまして、例えば令和元年時点では流動比率、つまり流動資金で流動負債を返す能力が8倍ありましたが、今、令和5年度決算ですと1.8倍、180%しかないと、急激に減ってきております。

これにつきましては、簡易水道を統合したのが原因でありますので、この状況は続きますことから、先ほど言いましたとおり、できる限り有利な国庫補助、また起債などを借り入れるとともに、適正な利用料金についても審議会に諮りながら、資金の確保を努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 水道の金額については、水道料金とか受水費とかとあるのですが、水道料金が4億9,000万円、約5億円、受水費が2億1,000万円という状況の中で、今この水道用水、水の供給を受けている量と、水道料金になっていない量、その差はどのくらいあって、それは減っているのか増えているのか。受水しているけれどもお金になっていない水の量です。それはどんなものか、ちょっと教えてください。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

受水費につきましては、決算書24ページの一番下にある金額2億1,530万8,000円に該当するものでございますが、これにつきましては峡東3市で運営しております杣口浄水場、峡東の企業団から購入している金額でございます。年間の金額でございます。

令和2年度決算当時は、この受水している水のうち86%ぐらいしか使用できていませんでした。金額にしますと約3,000万円ぐらいが未利用となっていたわけですが、その後ここにいるリーダーたちをはじめ努力をした結果、水の配分を変えまして、令和5年度決算につきましては96%まで使用することができて、未利用となっている金額に関しましては800万円まで削減をいたしました。

今後につきましても100%使い切れるよう、調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 委員（日向 正君） ありがとうございます。分かりました。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） この決算書の15ページにもありますが、小田原の上下小田原配水地布設工事などもあります。上下小田原の整備状況、進捗について、あと菱山浄水場の進捗状況など、この2つお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

上下小田原地区への未普及地の解消のための水道整備事業でございますが、現在、金額ベースで55%実施済みでございます。早期の供用開始に向けて全力で頑張っていきたいと考えております。

また、菱山浄水場につきましては、浄水場の建屋が出来上がりがして、その中にいろいろな機器を設置しているところでございまして、金額ベースで88%整備が進んでございます。これも、年を追って早期の使用開始ができるように邁進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ちょっと1個いいですか。
委員長を交代いたします。
- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） 今の状況道路の進捗ですけれども、金額ベースで55%ということなんですけれども、計画ができたときからでは大分、ちょっといろいろと課題もクリアしながらということなんですけれども、上下小田原水道の計画内で、どのぐらいに水が出るのでしょうか、というつもりで進んでいるのか、どこか1か所でも出るのかというのはいつ頃になりそうですか。

先日の一般会計の中でも、上下小田原の水道地域内で、組合水道のほうでも断水があったなんていうことでご答弁ありました。そういったことも考えると、この地域内、ここだけではないんですけれども、大久保のほうでもあったという話だったんですけれども、水道というのは非常に大事なライフラインでもあります。地域内に早く安心と安全を届けるためにも、どのぐらいのペースで進んでいるのか。毎年毎年、進捗はあろうかと思

いますけれども、その辺もう少し、給水がどこか1か所でもできるようになるにはどのぐらい、あと必要とされているのでしょうか。

- 副委員長（矢崎友規君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 小田原地区の方々には大変お待たせをさせていただきまして、私たちも早期の供用開始に向けて頑張っているところでございますが、先日、庁内の中でもこれについて、地域の皆さんに早期に使っていただくために検討いたしまして、その中で、一部であります、令和7年度末ぐらいには供用ができる可能性が出てきていまして、これについては綿密な設計が必要であるということと、あと地区内を工事に入りますので、地区への説明と通行止め、または迂回路などが発生しますので、ご理解をいただきながら、供用開始の時期については地区と話し合って決めていこうかと思っております。
- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） 令和5年度の事業の中で、地域への説明というのは、今のことを踏まえて説明会などを持った経過はございますか。
- 副委員長（矢崎友規君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） その辺は、全体について地区の一部の方を集めまして、区長とかに一軒一軒回って説明をさせていただきましたが、今年はまだでございますので、ここでおおむねの計画が分かった段階で、当課のほうで説明をしていきたいと考えております。
- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） では、令和5年度に一軒一軒回って説明した内容には具体性はなかったですけども、令和6年度には具体性を持って相談をして説明に回ることができるといことで解釈してよろしいですか。
- 副委員長（矢崎友規君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） おっしゃるとおりでございます、なかなかこの一軒一軒回るといのが難しゅうございますので、集会所等に集めて、説明会のほうを予定をしております。また時期については未定でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 分かりました。
- 副委員長（矢崎友規君） 委員長を交代いたします。
- 委員長（中村勝彦君） 委員長を交代いたしました。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） すみません、先ほど質問したときに伺えばよかったのですが、決算報告書の1、2ページの収益的収入及び支出のこちらの中の支出のほうの不用額と、次ページの資本的収入及び支出における不用額の内容を伺えますか。細かくなくて構いませんので。
- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えいたします。

1、2ページの収益的収入及び支出ですが、支出のほうですが、受託工事費としてNEXTCO中日本で今、中央高速道路の改良工事をしております。そこに既設の水道管がございまして、これを仮に設置すると、仮設が必要になったものですから、こういったものが増となっております。一方、光熱費、それから漏水修繕によりましてポンプの運転時間がかかり削減されたことに加えて、国の電気料の補助などがそうしまして、総じて支出のほうが少ないことになりまして、これらの要因から不用額がマイナス7%ぐらいのようでございますが、発生しました。

次に資本的収支の差でございますが、これにつきましては、国庫補助事業により上下小田原の整備事業を行っておりますが、国道411号に天狗沢という沢がありまして、ここに国道の橋がかかってございまして、これに水道を添架する工事を予定しておりましたが、県との協議が非常に長引いてしまいまして、水道の仮設工事を次年度、つまり今年6年度に送りました。

また、菱山浄水場につきましては、防食工事の前の検査や表面処理が長くなりまして、防食工事期間が冬期になると凍結等でまずいということから、次年度に送ることとしました。このため、不用額等が発生をした次第でございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 矢崎副委員長。
- 副委員長（矢崎友規君） 27ページの固定資産明細書なんですけれども、建設仮勘定1億7,000万円ぐらい新たに計上になっているんですけれども、これ恐らくまだ工事が未完了で、先にお支払いした分だと思えるんですけれども、この内容ちょっと金額が大きいので教えていただければと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

杉野上下水道課長。

- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えいたします。

建設仮勘定につきましては、委員さんが申しあげましたとおり資産をつくりましたが、まだ供用開始になっていないものを建設仮勘定というふうと呼んで、積み上げていくもので、供用開始後に資産計上するものでございます。

内容につきましては、12ページに小田原関係と、それから菱山関係のものなどがありまして、例えば2行目の小田原減圧槽用地調査業務委託、その下の減圧槽実施設計業務委託、その下のほうにいきまして、菱山浄水場次亜塩素酸、これも菱山浄水場ですので供用開始がまだですので、建設仮勘定に参入されます。その下の菱山浄水場次亜塩素酸設置工事もそうございまして、下のほうに行きまして、天狗沢橋橋梁添架申請に伴う構造再計算業務委託と、その上の上下小田原配水管布設工事（4工区）とその下、上下小田原配水管布設工事、3の2工区、その下の3の1工区、その下に5工区というのがございますが、それと最後、配水管布設工事に伴う国道411舗装復旧工事、これが建設仮勘定に計上させていただいた内容でございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 委員長を交代いたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。

- 委員長（中村勝彦君） 総括事項の中で給水状況の報告等もあります。あと、公営企業会計決算審査意見書、監査委員さんから出された中にも、有収水量のところでちょっと質問させていただきますけれども、給水原価のほうは290円ということで、前年比4円上がっている。これにも経常費用の増加もあるんですけれども、有収水量が減少したこと等もあります。給水単価も18銭増であります、この中の要因の中にも有収水量が減少したというところがあります。

決算利益の処分、未決算のこの認定のほうにも、給水状況の中ではやはり節水機能のついた機器が増えたということもあったりということもあって、給水人口も減ってきたというところもあると思うんですけれども、この部分、やはり有収水量の増減というのも大事なところでもありますし、また一方、水源の確保、水の確保ということで、例えば

深沢であったりとかするところも、雨が降ったりすると職員がすぐ現地を確認に行ったり、いろいろな場面においてご努力、ご尽力いただいていると思います。

あと、水の貯水量とかもあると思うんですけども、この有収水量と水源の確保というところで、令和5年度の状況を知りたいと思いますけれども、お金だけあっても水というのは買えるものではないので、しっかりと水が確保されているというところで、結構、雨が不足していたりとかすると、水不足ということも出たりすると思うんですけども、令和5年度においては、そういったことはなかったのかなというのも思うんですけども、この部分、有収水量とその水源の確保のところで、年間通してどのような状況であったのか、お示しいただければと思います。

- 副委員長（矢崎友規君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

有収水量につきましては、年々微減、僅かながら下がってきております。令和5年度は6万トンぐらい減ったということでございますが、これにつきましては、委員さんがおっしゃったとおり、水道の節水が進んだためと併せて、人口減というもの、ダブルでございます。どちらがどうということは分からないわけでございますが、有収水量の減少につきましては今言ったとおりでございまして、水の確保につきましては、令和5年度につきましては、問題がございませんでした。

また、有収水量の倍以上の取水能力がございますので、それもダム、河川、それから地下水等で多数の水源を組み合わせることで、例えばダムの水が少なくなってきたときにも、地下水で賄うということができております。

また大和地区に関しましては、河川のみ、それからトンネルの伏流水も豊富にあることから、水の枯渇につながるようなことはございませんでした。

今後につきましても、冬から夏にかけての安定した雨が降ることによって、取水可能な水を確保していくことが十分可能であると考えております。

以上でございます。

- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） 経営状況にも注目すべきですけれども、そういった水の確保もしっかりとされているということでしたので、令和5年度においては特段、緊急事態には陥ることはなかったということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。
- 副委員長（矢崎友規君） 委員長を交代いたします。

- 委員長（中村勝彦君） 委員長を交代いたします。
ほかに質疑はございませんか。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 12ページの建設改良工事等の概況というところの表がずっとあるんですけれども、新しく工事をする場合は、もちろんみんな耐震化ということで導入されているというふうに思って大丈夫ですか。
- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。
新しく築造するもの、それから布設替え工事により管を入れ替えるものに関しましては、全て耐震対応のものでございます。
以上でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ちなみにそういうものは、耐用年数というのはどれぐらいなんでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。
耐用年数につきましては、物によって違いがございます、管路ですと50年、建物ですと50年から70年、建物の中に入れる機材ですと10年から15年ぐらいで、これはもっと細かく規定がございますが、おおむねそのような期間になってございます。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
岡部委員。
- 委員（岡部紀久雄君） 先ほどの中村委員長の質問と佐藤委員の質問に関連するような質問になるわけですが、さっき課長のほうから水道の水の確保については、今のところ問題ないというようなことをお伺いいたしまして、安心しているわけですが、確かにここもう10年ぐらいは断水といったようなこともなく、大変ありがとうございます。
そして今、私が心配しているのは、やはり先ほどもお話が出ましたように、もう水道施設が出て70年ぐらいたっているということで、かなり毎年毎年、計画的な形の中で布設替えというようなものを行ってきておるわけですが、単純に考えますと、水を送った量が、一番下の量が、例えば100出れば100の数字で皆さんがそれぞれ水を使うというので、100対100になるのですが、恐らく管も布設替えをしているような状況の中で、100送ったのが

例えば60から70しか行かないとか、そういうふうな形の中で漏れている水の計算や何か、こう分かんと思うわけですが、令和5年度において、そういった形の中で漏れた水が幾つぐらいあって、それで漏れた原因が、要は管のさびとか老朽化によって漏れているという原因もあろうかと思いますが、その辺の割合は、例えば市の水道課のほうではどのぐらいの漏水があるかと。それで、漏水が金額的に、仮に千野の浄水場であればポンプで上げて送っている、広瀬ダムとか琴川は買っているわけですね。そうすると、漏れた分が、大体こう計算が出ると思うのですが、その辺のロスはどのぐらいあるのかということとは分かりますか。

そしてまた、それに対してどういうふうな対応を令和5年度以降やっていくのかというような考え方があるのかをちょっとお伺いしたい。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。

有収率というのがございまして、どれくらい水を有効に使っているかの指標でございまして、これが決算書では77%となっております、この100%の差、23%が管から漏れている率でございまして、金額にして計算してきましたが、年間約1億4,000万円分でございます。このうち800万円分が琴川の方でございまして、年間0.1から0.5%ずつ改善してきた経緯がございまして、これからも漏水調査、漏水修繕等に力を入れて、有収率向上に向けて頑張っていくつもりでございまして。

以上でございまして。

- 委員長（中村勝彦君） 岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） ありがとうございます。

こういったことについては、非常に総延長、管の距離が400キロメートルぐらいあると思います。大変なことではございますが、こういったことを少しずつやっていくことで、水道料金のほうも経費を下げられると、こういうふうなこともあると思いますので、ぜひ今後も引き続いて努力をしていただきたいと思いますというふうをお願いいたしまして、終わり

といたします。どうもありがとうございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 26ページの特別損失の中の過年度損益修正損のところ、この過年度28万6,320円、水道料の修正というのは1件1件、複数件あるのでしょうか。内容をお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

これにつきましては、水道料の徴収の過誤を直す修正でございまして、約7件ほどでの金額になってございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 令和4年度の決算よりも1桁多くなっていたので、令和5年度は7件になった、多かったということですね。料金の誤徴収ではなく、管を直すためでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） 再度お答えをいたします。

これにつきましては、漏水修繕等がありまして、修繕を市内の業者でしていただきますと、漏水した水量のうち、ある一定のルールに従って引くということでございますので、過年度分のもになってきますので、お客様によっては量に大分開きがありますので、このような形になっておりまして、年度によって大分、金額にも開きがございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 認定第12号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第12号 令和5年度甲州市水道事業会計の利益の処分及び決算については、利益の処分を可決すべきもの、決算を認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第12号については、利益の処分を可決

すべきもの、決算を認定すべきものと決しました。

認定第13号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第13号 令和5年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算を議題とし、質疑を行います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 24ページ、費用のほう、これの浄化槽の保守点検に関連してお伺いいたします。

普通、下水道料金というのは水道料金使った水に比例して単価が決まっています、下水料というふうになるんですけども、浄化槽の使用している人のいわゆる費用、これは何を根拠にしているのか。汚泥の吸い取り量とか、それから算出するのか。その単価はどうなっているのか。ちょっとよく分からない要素があるので、浄化槽についての業者に支払う金額について、情報をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
○ 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。

24ページ下段にあります浄化槽費についてでございますが、この備消耗品というのは、市で管理している浄化槽、一つの建物に一つずつ、つけさせていただいておりますが、この臭い消し、あるいはハエ等が発生しますので、こういったものの防止する薬剤等のものございまして、業者に払うものは委託料、手数料、それから修繕費が主なものになっておりまして、委託料につきましては、浄化槽法に基づき、保守点検業務委託、それから年1回の清掃を行ってございます。500基ほどありますので、この金額になります。

手数料につきましては、法律に基づいて法定の検査を年1回することになってございますので、この手数料でございまして、これも行政を通じて払っております。

また、修繕費のほうにつきましては、どうしても機械ものでありますので、年間通して、浄化槽ですから、小さな下水道処理場が1件に1個ずつあるような感じでございまして、例えば微生物処理していますので、ブローと呼ばれる空気を浄化槽の中に送り込む機器なんかは頻りに壊れるものですから、それを取り替える費用などが修繕費になってございまして、こういった形で、この浄化槽費というのが算出してございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

○ 委員（日向 正君） 今のご説明は、市のほうで負担する浄化槽の費用ということですね。維持費。その浄化槽を設置している住宅に住む人が、どういうふうな形でその費用負担をすればいいのかというのは、どこを見ればいいのでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

22ページの下水道収益、営業収益、下水道使用料に3行ございますが、1番下の浄化槽使用料という1億7,400万円余でございますが、これにつきましては公共浄化槽、市の設置の浄化槽をお使いのお客様から毎月、月ぎめで料金を頂いております。浄化槽には大きさがありまして、5人槽7人槽10人槽などがありまして、例えば一番小さい5人槽ですと3,100円ぐらいを月々頂いております、この総額がこの金額になってございまして、この金額をもって維持管理費を賄っております。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 日向委員。

○ 委員（日向 正君） そうすると、もう浄化槽で用意された何人槽ということで単価が決まっていると。だから、必要以上というか、オーバーの人間が使用して中身が多くて、もうそれは関係ないということでもいいんですね。つまり5人槽だけれども、10人の人がそこで生活したということになってくると、それを使う量は多くなりますよね。そうすると、汚泥を抜き取るとか、汚泥そのものも多くなるわけですよね。そのことは市のほうでカバーしちゃうというか支払うという構造で、個人のほうの負担はないということ。5人槽で5人槽は決まりということで、そういう形でオーバー分はないという認識でいいですね。

○ 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

5人槽を例えば7人10人でお使いになっているケースというのはほとんどなくて、多少の1人2人の余裕があって使っていただいているということでございます。例えば、5人槽を10人で使ったとしても5人槽の金額しか頂いておりませんが、能力オーバーになってしまいますので、その分の維持管理費につきまして多くかかりますので、市で負担することになります。そのようなケースが発生した場合には入替えし、または二つ目を入れていただくようにアドバイスをさせていただいております。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） その場合、市が浄化槽を設置し始めてからの年月がありますよね。何月何日、何年何月。それ以前に合併槽をつくっているとか、浄化槽をつくっているとか、そういうものはどういう計算になるわけですか。
- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 質問にお答えをいたします。

この決算書にありますのは、あくまでも市で設置をさせていただきまして、維持管理費をいただきながら市で運営をしているという浄化槽でございまして、今、委員さんがおっしゃられたのは、個人で多分設置されているような浄化槽でございまして、もちろんそれもたくさんございますが、それにつきましては、やはり市がやっていることと同じようなことを個人で管理をいただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 分かりました。

多分、私がいろいろちょっと質問の中で精査できていないのは、個人でやった分、昔のやつと、新しく市がつくって何人槽という形で計算できるもの、この違いがちょっと峻別できていないという、民間の人は浄化槽を造っていただけたということだけの意味があって、いつ作ったかなんていうことはあんまり忘れていているというか、そういうことですので、その違いがあるなということですので、一つだけ、これ決算に関係ないんですけども、お願いが。

やはり前につくった浄化槽、もしくは合併槽、汚泥を抜き取る時に業者さんがいるわけで、その単価が極めて不明瞭というか、あるときは7万円、あるときは3万円というような、そういうことになっている事例があるので、それは上下水道課には関係ないのかもしれないけれども、市民としてはちょっと何というか納得できないというか、なかなか言いにくいことなので、まけてくれと言うとポーンとまけてくれたりするので、基準が何なのかというのがよく分からないんですよ。

今の5人槽7人槽ということであれば、もう問題ないんですけども、多分ちょっと前に造ったやつがそういう形で、そこは何かで単価とか、そういう基準になるものというのではないのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員、民間の情報については、どこまで把握しているか分

かりませんが、民間を指導する義務もなかなか難しいかと思いますので、情報提供ということでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 決算報告書の1ページ、2ページ、先ほどの水道企業と同じなのですが、こちらの不用額と、あと3ページ、4ページの資本的収入及び支出のほうの不用額の理由をお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

まず1ページ、2ページの収益的収入及び支出の、支出の不用額についてございますが、消費税払いをこの中で行っておりますが、当初よりも少額で済んだということと、減価償却費が、投資金額を少し絞らせていただいていますので、減価償却費が減になっているということ。

それから光熱水費が、運転時間を調整しまして、ポンプ、それから処理場がございますが、その運転時間なんかを委託業者と一緒に調整をしまして、それとともに国の電気料の補助により光熱水費が減となりました。

また修繕費につきましては、下水道管、それからポンプ、処理場、浄化槽もありますが、これに大きな修繕が発生しなかったため減となりました。それから、ほかの業者からの受託により工事をするのも結構ございます。例えば、道路改良工事による下水道の汚水ますの移設等がありますが、これも予定がなかったため減となりました。

このような理由から、不用額が発生したものでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野栄君） 大変失礼をいたしました。

収益的支出の不用額、ページにして3ページ、4ページの下段の表について説明をするのを忘れておりました。大変申し訳ございません。

収益的支出につきましては、国庫補助金の減がありまして、申請より少なかったために改良工事の箇所を見直しました。これにより減となつてございます。

また、流域下水道につきましては、建設負担金を年間支払っておりますが、これが予算よりも少なかったということ。それから、浄化槽の申込みが去年は非常に少なかったと

ということで、その分が今年、令和6年度に大量に来てはいるわけですが、そういった案件が例年より少なかったため、設置工事が減となったというような理由から、不用額が発生したものでございます。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。

13ページのセグメントごとの状況を伺いたいんですが、今お答えいただいたように、必要な修繕をしなかったとかそういうわけではなくて、大きな修繕がなかったとか、あとそういうものによって不用額が発生したということで、営業収益を見ますと大分削減、少なくなっている。営業費用についても削減に取り込まれているということで、これ、では一般会計からの繰入金の状況はどうなのかということで、ちょうど下水道ビジョンの見直しがホームページにも案が掲載されていたので、そちらから私は数字拾ってきたんですけども、一応セグメントごとの一般会計からの繰入れ状況について、セグメントごとにご報告いただいてもいいですか。それとも、こちらで言いましょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杉野 栄君） お答えをいたします。

13ページ、セグメントごとの繰入金の繰入れ状況でございますが、まず表の一番右側、公共下水道事業に関する繰入金ですが、6億7,362万2,000円で、特定環境保全公共下水道のほうが7,463万1,000円、浄化槽事業のほうが2,174万7,000円、合計しまして7億7,000万円でございます。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） そのうち法定外の繰入れは、合計だけで構いませんので、合計の中の7億円のうちの法定外繰入れは幾らになるんでしょうか。

○ 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杉野 栄君） お答えいたします。

7億7,000万円のうち3億1,924万3,000円が基準外繰入金になってございます。

以上でございます。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） この法定外の繰入れは、実際、下水道の企業会計の中ではどう

いうものに充てているのか。昨年も経費削減に取り組まれて余剰金を出したというような状況から、少し一般会計にこんなにたくさん繰り入れてもらわずに戻したほうがよかったのではないかというようなことも話したのですが、そのときは水光熱費、電気代が上がっているということもあって、財政課と相談の上、繰入れをしてもらったということで、今年、先ほど来、国の補助などもあり、あとポンプの見直しなんかもして、電気料も削減に取り組んできているということで、今年度の令和5年度のこの法定外の繰入れというのはどういうものに使っていたのか、ちょっとお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） お答えします。

下水道収益で維持管理費を賄うのですが、賄い切れていない部分がございます。その分に充ててございます。ページで言いますと5ページ、6ページに、単年度損益計算書がございますが、この営業外収益で5億2,500万円入れてございますが、この一部がルール外の繰入金でございまして、法律では、読みますと、効率的な経営をしても、ない場合は致し方なく繰り入れることができるということでございますので、財政のほうでも支援をするという意味で入れてくれたものでございますが、それと併せて経費削減の努力した結果、数字としては純利益が出ているものでございますが、この純利益に関しましては、あくまでも繰入金の原因というふうに読み取れることができます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 大変難しい状況で運営されていることはよく分かっていますが、独立採算取れるものではないので、よく相談しながら経費削減にも取り組まれていますし、また中間見直し行われているところですので、また今後の経緯を見守っていききたいと思います。ありがとうございます。
- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 先ほど小林委員の質問の中で、令和5年度が下水道事業の経営戦略見直しを行ったというところもあります。決算書の21ページ、ここの業務委託契約で三水コンサルタントさんというところで、甲州市下水道事業計画他変更業務委託、公共下水道管路施設ストックマネジメント調査診断業務委託というので、それに関わってくるのか、どういった検証をして見直しを図ったのかというところ。そこのところ、5

年度に行ったところというのはどういったことを行ったのか。また、計画を見直して今後どうしていくのかというところで説明を求めたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 杉野上下水道課長。
- 上下水道課長（杉野 栄君） 質問にお答えいたします。

経営に関わる事業の見直しについては、今年度から審議会により始めさせていただいておりますが、21ページのほうにつきましては、3つ表がありまして、一番上でございます甲州市公共下水道事業計画他変更業務委託、これにつきましては、5年に1度、下水道工事をする計画を国専用の様式により見直して、国に提出を5年ごとにするということでございます。それにより形式的な計画変更を行ったということでございます。内容につきましては、追加で面積を1.3ヘクタール追加しました。これにつきましては、下水道区域外の、下水道区域にぴったりくっついて、しかも区域外の方が自己負担で下水道を整備した場合、今後の維持管理を考えると、下水道の事業計画の中に入れておかなければ、改修、それから災害が起きた場合の支援などが国から受けられなくなりますので、計画を変更しまして、面積だけを増としたものでございます。

2行目の公共下水道管路施設ストックマネジメント調査診断業務委託に関しましては、これにつきましては、ストックというのが下水道の資産でございまして、処理場、それからマンホールポンプ、それからマンホール、管路等、施設かなりございまして、それを維持し管理していくための計画の策定の業務をしたところでございまして、この診断調査というのも行ってございまして、特に傷みが激しいであろうと思われるマンホールポンプ63か所分、それから疑わしいと思われる箇所マンホール216か所につきまして調査をしまして、今後の改修計画をつくる参考としたものでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 令和5年度の工事以外の業務委託というところで確認をさせていただきました。

それと、あともう一点、確認をさせていただきたいんですけれども、19ページに業務量というところで、先ほどの、上水道でいえば有収率であったりとか、水洗化戸数というのは出てはいるんですけれども、いわゆる接続率というんですか、水洗化率というのは、前年から4年度に対して5年度、進捗というのはどういう状況だったのかお伺いいたします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） お答えをいたします。

大和地区につきましては、整備が終わってございますので、塩山・勝沼分について報告させていただきますが、普及率は前年同比で0.34%向上をいたしました。水洗化率、これは利用されている方の率でございますが、前年度比0.23%向上をいたしました。人口は減っていますが、住宅戸数は順調に増えてございますので、このような状況になってございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 普及率と水洗化率が上がったということですが、全体で、大和は公共下水道やっているから基本的に100%ということだけれども、何%にまで上がっているのかというところ、全体で何%になっているかという。
- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） 普及率に関しましては、塩山・勝沼合わせて69.91%、大和を入れた全体では59.64%になってございます。水洗化率、利用率に関しましては塩山・勝沼合わせまして76.9%、大和地区を入れますと83.3%となってございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 水洗化率の大和まで含めたら0.1%、前年よりかは、前年の私が取ったメモだと83.2%だったから、上がっているんだけれども、普及率が、ごめんなさい、ちょっと基本的なことをお伺いするけれども、塩山・勝沼地域で69.91%が市全域となると59.64%、下がってしまうのは何か原因というのはあるのですか。ちょっと基本的なことをお伺いします。

- 委員長（中村勝彦君） 杣野上下水道課長。
- 上下水道課長（杣野 栄君） 普及率に関しましては、分母のほうに行政人口、市全体の人口が来ますので、大和の地区において人口減少が結構ありましたので、それで全体を入れますと塩山・勝沼より若干減ってしまうという。下水道を使っていない方もということでございまして、使っている方、ということでございます。

以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 先ほど課長が、水洗化率が勝沼・塩山で76.9%というふうにおっしゃったんですけれども、先日発表されたというか、下水道ビジョンの案によりますと、令和6年3月31日現在の事業概要として、水洗化率が塩山・勝沼で82.6%と書いてあるのではないかなというふうに思うんですけれども、この違いはどういうことなのでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

杣野上下水道課長。

- 上下水道課長（杣野 栄君） すみません、読み間違えました。申し訳ございません。訂正させていただきます。

塩山・勝沼の令和5年度末の普及率は58.56%でございます。それから、令和5年度の塩山・勝沼の水洗化率、利用率でございますが、82.56%でございます。このように訂正をさせていただきます。すみませんでした。

- 委員長（中村勝彦君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 認定第13号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第13号 令和5年度甲州市下水道事業会計の利益の処分及び決算については、利益の処分を可決すべきもの、決算を認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第13号については、利益の処分を可決すべきもの、決算を認定すべきものと決しました。

認定第15号

- 委員長（中村勝彦君） 次に、認定第15号 令和5年度甲州市勝沼病院事業会計決算を

議題とし、質疑を行います。

席の入替えのため休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時50分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

認定第15号の質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 事業報告書を頂きましたので、勝沼病院の指定管理者の事業報告書も読ませていただきました。そうすると、令和5年度中、山梨厚生会のほうで結構修繕もいろいろしていただいたなという状況もよく分かりました。リハビリステーションのホットハック装置というのがちょっと分からないですけれども、その更新であったりとか、看護師長室のエアコン入替え更新だったり、オンラインの資格確認用ソフトウェアの導入までしてくださったんですね。

報告書の中で、今後ちょっと見込まれる工事というのでしょうか、法令で義務づけられているスプリンクラーの設置工事であるとか、手術室内、院内のLED化工事、あと外壁、軒天井から落下したタイルの修繕、こういうものの対応というのは、令和5年度の報告なので5年度中には対応できなかったということだと思いますが、今後どういうふうに対応されていくのかと、指定管理も令和6年度で、これから募集されると思うんですが、継続でなるのかちょっと分からないですけれども、今後の対応としてお願いします。

- 委員長（中村勝彦君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

今ご質問いただきました施設設備の整備についてでございますけれども、指定管理者から提出を受けました事業報告書にはそのように記載がございます。

これについて説明させていただきますと、まず1点目の義務化されたスプリンクラー設置工事という、これは病院につきましては設置の義務がございません。これをもし有床診療所等の診療所にした場合は、配置の職員が減るという理由で、その場所にスプリンクラーが必要ということになりまして、病院の場合は入院で常時スタッフがおりますので、そんなことでスプリンクラーの設置は義務化ではございません。この点については、

この報告書を受けた後に現指定管理者とは確認をさせていただいています。

また、手術室の照明等の院内のLED化につきましては、これは今、現行が少し外来ですとか手術室が暗いということなんですけれども、診療にすぐさま支障があるかといいますと、そういうものではなくて、できれば光熱費の削減とか明るさを求めたほうがよろしいのではないかというご提案を受けているという、そんな状況でございます。

あと外壁の軒のタイルの落下です。これは、実は外来患者さん等が通行する場所ではない、特に危険が及ばないところで1か所、本当に限られたタイルの落下が発見されました、それはすぐさま現地を病院スタッフと一緒に確認をいたしました。その場所は、先ほど言ったとおり通行の往来が激しいとかそういった場所ではありませんので、今のところ人が立ち入らないように囲い等をしまして対応していて、これが建物管理からいいますと、すぐさまの修繕工事が必要というものでなくて、これが続くようであれば何か対応をしたほうがよろしいのではないかということで、今経過を見ている状況でございます。

また現在、第4期の指定管理の最終年度ということで、小林委員からお話があったとおり、来年度からの第5期に向けまして、次期の指定管理者の選定手続を今年度行っております。選定委員会のほうで、病院については、安定運営のためにということで非公募の選定になっておりまして、また10月に第2回の選定委員会がありますので、山梨厚生会さんのほうから、現時点で申請のほうをいただいている、これが選定委員会にかかるという段階になってございます。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。すぐさま必要な修繕ではないということも確認できましたので、そういうことであれば、しっかり対応もされているのでよかったと思います。

では必要な修繕、LED化って、でも蛍光灯を今度もう作らなくなってくるところで、在庫がいきなりなくなりほしくないとは思いますが、いずれはLED化ということも考えていかなければならないのかなと思うので、またそのあたりは次期の方が決まってから、そこから相談しながら、いきなり財政的にも負担かかるようなことはできないとは思っているので、いろいろ長い目で見ながら検討していただければと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(中村勝彦君) 認定第15号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第15号 令和5年度甲州市勝沼病院事業会計決算については、これを認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(中村勝彦君) ご異議がないので、認定第15号については、これを認定すべきものと決しました。

認定第16号

- 委員長(中村勝彦君) 次に、認定第16号 令和5年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算を議題とし、質疑を行います。

ここで移動がありますので、休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時58分

- 委員長(中村勝彦君) 再開いたします。

認定第16号の質疑はございませんか。

日向委員。

- 委員(日向 正君) 広告宣伝費と負担金についての資料を頂きました。令和5年度頂いたんですけれども、私のほうで令和2年から令和5年の決算で、この2つの費目を見ますと、コロナの原因でということは分かっているんですけれども、非常に小さい金額が大きくなっていると。例えば、令和2年で広告宣伝費は38万7,000円が、令和5年では376万6,000円で10倍になっている。負担金は42万6,000円が271万9,000円、これもかなりの大きな金額になっていると。特に心配というか気になったのは、前年のほうからも例えば負担金が、令和4年が86万5,000円で令和5年が270万円、この大きく金額が増えたという、これの原因について説明をいただけますか。
- 委員長(中村勝彦君) 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人(大村山治君) お答えいたします。

主に令和5年に増えたというところが、恋人の聖地観光協会の金額18万円、全日本司厨士協会、こちらのほう4万8,000円、あと観光商工振興協議会のほうに180万円、こちらが

増えた原因でございます。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 確認ですが、甲州市観光商工振興協議会に今180万円、頂いた資料、令和5年度だと150万円、甲州市クリスマス花火と書いてあるんだけども。

（「活動支援金」と呼ぶ者あり）

- 委員（日向 正君） 上のほうか。足せばいいんですね。30万円。活動支援金が30万円で花火が150万円という記載が、明細で頂いているんですけども、この30万円については、もう前の年もその観光商工振興協議会の負担金として出しているのは分かるのですが、いきなり観光商工振興協議会の負担金としてクリスマス花火に150万円が出ていると。これの意思決定のプロセスについて、ちょっと教えていただきたい。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

去年、私は観光商工課の課長をやらせていただきまして、ここのことに関しては、ぶどうの丘と観光商工振興協議会、こちらのほうが非常にコロナで疲弊し切っているということもある中で、ぶどうの丘との協議をした上で、桜フェスタ、その後にトンネルの大きなイベントも行われています。そして、観光商工振興協議会の主催であるクリスマス&花火のイベントがありまして、そこで、ぶどうの丘にも協力してくださいというような中の協議の中で、ぶどうの丘のほうから、協議の中で180万円というような形で頂きましたので、金額等のほうは、そういう形の中でぶどうの丘のほうで考えますと、ぶどうの丘もやはりこの福祉の一助ということで、観光商工、その辺、誘客宣伝等も込みまして、多大なる効果が得られるというところの中で180万円寄附をさせていただいたと、負担金として協賛金として出したという形になります。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） なかなか、その金額と効果ということでは難しい案件だというふうに思います。花火上げたからといって、では幾らもうかったのというのは、基本的に計算はできない話です。この場合、毎年もう桜フェスタをやることになるだろうと推測できるわけですけども、もうこの金額を負担金として観光商工振興協議会に出すというものの流れというか、そういう方向ですか。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

この金額は、毎年協議をして決めていこうというような流れですが、今年は30万円から50万円ぐらいを予定しております。

- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 私が頂いた資料によると、150万円というのが令和5年の実績の負担金で、括弧書きで甲州市クリスマス花火と書いてあるわけですがけれども、今の答弁は、それが50万円ぐらいになるという話ですか。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） 観光商工振興協議会のほうとそういうお話で、今年は30万円から50万円ぐらいということで、協議が進んでおります。
- 委員長（中村勝彦君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 大きく業績が回復してきているところですので、地元のイベントその他には協力体制ということで、利益が上がったものからいろいろ負担するというのは、積極的にやるべきだというふうには思いますけれども、花火については賛否両論がありまして、冒頭に申し上げましたように、それによる効果というのが極めて測りにくいと。ましてや天候にもよると。これ桜フェスタで痛い目に遭っているのと同じで、もう雨が降ったり雪が降ったりすればアウトという世界で、雲がいっぱいあって見えなければ、花火も見えない、音だけ聞こえるみたいな、悪口と言ったら本当失礼なんですけれども、やむを得ないような話もいろいろ出てきているということなんですけれども、150万円を50万円にするみたいなお話は現状出てきて、それでも現況の花火大会は打てるというふうに観光商工振興協議会のほうでは判断していると、こういうことですか。
- 委員長（中村勝彦君） 今、できればぶどうの丘の決算の意思決定のような形で聞いていただくといいかと。
- 委員（日向 正君） 50万円ぐらいにするということを観光商工振興協議会と話をしているという段階ですね。それで決定ということで。要するに、花火大会のよしあしはこっち置いておいて、ぶどうの丘が負担する額としては、一遍に令和2年度からの数字から見ると、ぼんと大きくなったので、ちょっと驚いたという状況です。だから、そのところは今の答弁の中で、多少金額的な見直しも行われるということで一応了解というか、大変リスクのある投資というか、イベント代ですので、ここは慎重に扱うことが必要だろうというふうには思いますので、了解いたしました。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 花火の関連で、昨日ちょっと観光費の話聞いていたときに、たまたま花火がこの150万円と同じ、この負担金と同額で、向こうも花火は150万円でしたということなので、150万円で花火が上げられるのであれば、観光商工課が言うように、ぶどうの丘単体で花火を上げれば、もっと宣伝効果が高かったのではないですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。

○ ぶどうの丘支配人（大村山治君） 先ほど日向委員のほうからも、花火に関しては賛否あるというところもあるんですけども、こちらのほう、観光商工振興協議会の事業ということの中の協賛金というか、負担金ということでやっておりますので、ぶどうの丘としてリスクなところを取るか取らないかというのは、今後の検討課題かなと思っております。

以上です。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 花火の内容については、まだほかの方も質問があるので、ちょっと置いておきます。

決算書の5ページ見ると、損益計算書を見ると、営業損失399万1,000円ですよ。150万円のこの花火を支出していなければ、この営業損失もっと少なく済んだはず。だから、すごくもうかっているところが宣伝効果を狙って150万円支出するのはありだと思うのですが、そもそも損失が出ている時点で、150万円も宣伝のために出すという余力をどう捉えたのか、ちょっとお願いします。

○ 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。

○ ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えします。

確かに委員のおっしゃるとおり399万1,918円の営業損失が出ているということですが、経営全体で見ますと824万1,996円ということで、この中には当然経費とか、そういうのもあるのですが、あくまでこの結果ということもあるのですが、150万円を投資して、もしかするとそこは市の観光拠点として、観光と商工を盛り上げるということで、そこは180万円を支出したということで、この399万1,918円の営業損失に関しましては、ここにワイン振興費の絡みが入りますと、基本的にはここは差額で考えますと、実質こちらのほうに、営業外費用の中、営業外収益の中にワインの振興費に係る分、これが703万1,813円、これが実質は営業費用の中に入っていますので、実質比率で考えますと、営業損失ではなく、実質営業の利益ということで339万895円となりまして、営業外費用のほう

が実質502万1,001円となりまして経常利益となりますので、基本的には考え方とすれば、実質こちらのほうに営業外収益で入ってきた金額が、営業外費用の中の施設経費の中の人件費に入ってきていますので、実質ここは赤字という考え方には私どもは持っておりませんので、そこで確かに純利益が減ってしまったのですが、市の観光とお客様のおもてなしだとか、その辺を考えて商工業の盛り上がりを考えましたので、その支出を決定させてもらったということでございます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ぶどうの丘は観光拠点なので、市全体の活性化とか考えるのももちろん第一だとは思いますが、利益を独立採算でやっていかなければいけない、水道とか下水道と違うので、一般会計からの補助があるものではないので、やはりある程度は利益追求していかなくてはいけないと思うところで、150万円やはり支出できるほどの余力があったとは私は思いません。

7款の一般会計のほうの認定がちょっと後になっているので、先にそっちのほうで伺いたかったんですけども、企業会計の今ぶどうの丘の代表は誰ですか。

- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） 鈴木市長でございます。代行という形でございます。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） これ昨日、7款のほうでちょっと宿題で投げてあるんですが、まだ回答が返ってきていないので、でもこちらの認定も審査しなければいけないので、こちらでも聞きますが、鈴木市長が代表を務めているぶどうの丘企業から、鈴木市長が代表をしている観光商工振興協議会への、このぶどうの丘で負担金として出していますが、観光商工振興協議会のほうでは協賛金として、あちらのほうでは入れている。これ、同じ人が代表している企業から、この団体への協賛金としてトータル180万円になるのですが、これについて会計処理上、問題はないのですか。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

観光商工振興協議会からぶどうの丘への協賛金のお金の流れ、その請求だとかそういうものは全て、観光商工振興協議会からの副会長名で頂いております。そういう形で協賛依頼の文書も頂いておりますので、問題ないということであります。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 幾ら文書が副会長だとしても、代表は市長です、どちらも。ぶどうの丘支配人の見解としては、副会長名でもらっているから問題ない。ちょっと代表監査委員にもぜひこの辺の見解を監査委員のほうの見解として、この市長がどちらも代表を務めているものに対しての協賛金のやり取りというのは、どのようにお考えなのかちょっと見解をお伺いしたいのですが、お願いできますか。

○ 委員長（中村勝彦君） まだ休憩はとっていませんが、とったほうがよろしいでしょうか。休憩いたします。

では、再開を15時25分といたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時26分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

村松代表監査委員。

○ 代表監査委員（村松泰彦君） ぶどうの丘事業管理者と観光商工振興協議会会長が一市長であることについてのご質問ですが、地方自治法に、地方公共団体の長は当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の取締役等になることができない旨の規定があります。しかし、観光商工振興協議会は、観光業及び商工業の継続的な振興に寄与することを目的に設置されたものであり、営利を目的としたものではないため、この規定に抵触しないと考えております。

ただし、市が補助金等を交付する際に、交付する財政支援団体において、市長が会長等の代表となり、その契約行為や補助金交付に関わることは、民法第108条の規定により双方代理となり、禁止されています。したがって、協議会から市への補助金は副会長名で申請をしております。また、契約行為が発生した場合も、副会長名での契約の締結となります。

ぶどうの丘から観光商工振興協議会への協賛金の収入につきましては、副会長名で協賛依頼の文書を出しており、問題ないと考えております。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 見解ありがとうございます。

ちょっと気になるところがありまして、地方自治法のほうでも民法も出てきたりするのですが、副会長名で契約をしたり申請をしたりしているからよいというようなことも、

でも代表しているのは市長であって、最終的に決算報告も出すのも市長だったりするのですが、国県とかでは、こういう事例というのはあるのですか。ちょっと国県の事例を調べていただくことはできないでしょうか。

- 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 4時05分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

皆様お諮りいたします。会議時間を延長し、午後7時までとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） では、ここで暫時休憩いたします。

再開は追って連絡いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時41分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

先ほどから出ていました負担金につきまして、観光商工振興協議会への負担金の部分につきまして、資料を請求したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） では、資料の配付をお願いいたします。

（資料配付）

- 委員長（中村勝彦君） それでは、資料についての説明を求めます。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えします。

資料についてですが、30万円と150万円ということで、30万円が手つけ的な運営の資金という形になります。150万円が、後に協議の中で、もう少し協力いただけないかという流れの中で、協賛金を150万円支出したということになります。

それから、負担金という形でお話しさせてもらいましたが、中身は協賛金という形になっております。ぶどうの丘の勘定科目は負担金というような形しかありませんので、負

担金の中で協賛金を支出させていただいたということでございます。

あと、債権者というか請求されたのは、甲州市観光商工振興協議会の会長代理の副会長の名前になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 説明は以上です。

質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 代表監査委員にもご説明いただきまして見解を伺いましたので、こちらのほうも、協賛金お願いについても副会長名からいただいている、領収書も副会長名ということなので、こちらのほうは問題が、法律上のところは回避しつつ行われているということなのですが、道義的に考えて、どちらも市長が代表を務めているところなので、ぶどうの丘はやはり去年も言いましたけれども、早く施設管理者を見つける、置くべきだと思います。やはり市長がやっている協議会のほうから協賛金をお願いしますと言われて、市長が代表しているところで、いや、それはできませんと断りづらい雰囲気も、分からないですけれども、倫理的な問題もありますので、ぶどうの丘のほうとしてはやはり施設管理者を私は置くべきだと思いますので、しかるべき人を見つけまして、一日も早く設置すべきだと思います。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 資料を頂きまして、ありがとうございます。

ぶどうの丘のほうは負担金ということで処理されているということですが、私、昨日、観光商工課のほうに質問したときに、どこに位置づけられるのですかというふうに聞いたら、協賛金というふうにお答えになりました。協賛金で、この領収書にも協賛金というふうに書いてあるわけで、協賛金というのはほかの寄附、団体より42者、事業者団体で協賛ということで、寄附に近い形で決算書に書いてあるわけです。非常にグレーな感じがするという、グレーというか、なかなかきちんと線が引けないような感じのところもありますので、ここ疑問はやはり、先ほど小林委員が道義的というふうにおっしゃいましたけれども、道義的だけではなくて、なかなかその理解が本当に腑に落ちたというふうにはいかないままかなというふうな気がいたします。

感想のようなもので申し訳ありませんけれども、以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 150万円、後の2月16日に領収書という形でもらっているわけで、これ見るとそうなんです、負担金として、資料提供を頂いたものはクリスマス花火代として負担金150万円となっているのですが、これはもう少し協力してくれないかと先ほど支配人からご説明ありましたが、足りなかったから出してほしいということでしょうか。クリスマス花火が終わった後の日付ですよ。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。
先ほども前段にお話しさせていただきましたが、観光商工振興協議会、これ全体の協賛金の額で一時的に足りているということなので、全体的なもので、そのとき足りていないとかというお話ではございませんので、そういう意味ではございません。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 全体的には足りていませんということですね。
観光商工振興協議会は、ぶどうの丘とはまた違うので、ぶどうの丘のほうの会計として伺いたいのですが、これをクリスマス花火代として2月16日に負担金を出したということですよ。確認をお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） ぶどうの丘としてはそのとおりで、150万円出させていただきました。
- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） あと別件で、18ページの資産減耗費、棚卸資産減耗費が大分激減しまして、どんな努力をされたのか、令和5年度中の内容をお願いします。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えします。
毎月の棚卸しを当然ながら毎月やっているのですが、それを経費削減等踏まえる中で、限りなく細かく正確にということをやらしたことによって、この減耗費というのは、例えばワインが破損したとか紛失してしまったとか、そういうもので、ぶどうの丘が不良債権というわけではないんですけれども、そういったものなので、そのお金が非常に少なかったということで、職員の商品管理というのが徹底されていたということでご理解

いただければと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 非常に曖昧なお答えでよく分からないですけれども、職員が一生懸命、数を数えて毎月、月々経費削減しながら、職員の努力でこれをできたということですね。では、これをぜひ継続していただいて、いつも20万円から30万円、多いとき50万円だったときもあると思うのですが、これは継続してぜひお願いしたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 13ページのところの業務量というところで、宿泊利用者数というのが集計してあります。4月から3月までの合計が書いてありまして、宿泊利用者数が1万1,357人で利用率が69.26%、その右側を見ていきますと、令和2年、令和3年、コロナでだんだん回復しつつ、令和4年度が1万2,076人ということでしたけれども、令和5年になったら宿泊は減ったのかなということに見受けられますけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。
- 委員長（中村勝彦君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

令和4年度における宿泊者数と増員の原因ということを書いてあるのですが、5年度落ちているということですが、実は令和4年度には、全国旅行支援などの国や県によるコロナ禍の観光のそういったキャンペーン効果が非常に多く、こちらのほうで異常な数字が返ってきたということなんですけれども、令和5年度7月中旬をもってこちら終了しておりまして、そのあおりで結果的に令和5年は数字が落ちてしまったということです。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。キャンペーンによる効果で令和4年度が異常に多かったということですが、それと同じレベルに持っていくというか、いろんなことを工夫して、ようやく800万円の純利益ということで、本当だったらばもっともっとぶどうの丘にはポテンシャルがあるというふうに思いますので、こういう宿泊を増やすとか、できれば、前々から言っていますようにバリアフリーをできるような、そういうところまで収入を上げていただいて、早くバリアフリーにしてもっとお客さんをお呼びするような形にさせていただくことを望みたいと思います。
- 委員長（中村勝彦君） ほかにございますか。

副委員長いいですか。

委員長を交代いたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） 12ページに総括事項ということで載っております。この中で、大変厳しい国際情勢、そして円高、エネルギー高の中で、努力を重ねてきたことが見受けられます。

物価高騰はぶどうの丘に限らず、世界全体、この地域全体でも大きなあおりを受けております。物価とエネルギー高騰が、ぶどうの丘にとって大きく影響を受けたところを踏まえながら、令和5年度の総括、これをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

監査意見書のほうにも、インバウンド需要も増加傾向にある中で、各種イベントの開催や、新たな顧客の確保とワイン販売の促進につながる積極的な工夫を凝らした事業展開など、経営努力がうかがえましたということですので、先ほどの人の出入りも踏まえますと、令和4年度から令和5年度にかけて、コロナが明けて急激な人の伸びに合わせて、従業員も大変だったのではないかなど。自助努力をする中で、物価高、エネルギー高に関しては従業員の努力も大きくあったのではないかとということから、その辺の人的確保にも苦労されたのではないかなどと思いますので、物価高、エネルギー高騰、そしてお客様の増加につながってのところを踏まえた中で、令和5年度、もう少し詳しくこの努力の内容をお答えいただければと思います。

- 副委員長（矢崎友規君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えします。

委員長おっしゃるとおり非常に厳しい状況でございました。特に施設経営費の中で非常に上昇が著しい、こちら物価高騰のあおりを受けているものだと感じます。こちらのほうが、例えば燃料費、通信運搬費、こちらのほうは当然トラック、こちらのほうの値上げ、そちらのほうもありました。あと手数料、こちらのほうも単価が上がりますと当然、手数料のほうも増えると、カード手数料等で増えるというような形の中で、経費の削減に努めたところがございます。

特に経費の削減に関しては、備消耗品30%以上、こちらのほうを減らせて、光熱水費の11%減、修繕費50%減、こちら全て職員のほうで、例えば消耗品に関しては細かい消耗品、備品、例えばカートンだとか、そういうところを節約に努めたという形の中で、やっております。

光熱費、こちらに関しては、国のほうの施策もあった中で下がったものもあるのですが、

まめに電気を消す、こちらのほうだとか、あと使っていない施設、そういった冷蔵庫、そういうところをまめに、そちらのほうも従業員のほうでよく回ってチェックして、節電等に努めたということです。

修繕費に関しては、こちらは800万円程度下がっております。こちらのほうなんですけれども、ぶどうの丘の場合は毎日営業しております。緊急的な工事でどうしてもできないこともあるんですが、基本的には簡単なものは職員の直営ですぐ直して、こちらのほうを節約していくというような努力をいたしました。

先ほど小林委員のほうからもお話があったように、営業利益では減額している状況でございます。しかし、こちらのほうも上がっている要因というのがございまして、令和4年より令和5年のほうが、人件費が約1,000万円上がっていると。全体の経費、物価高騰が上がっている中で、収益の費用と比率を見ると、令和4年は95.5%、令和5年は98.5%となり3%上昇したということで、つまり商品の粗利益、こちらのほうが4.5%以上、上がって、取り分、こちらのほうの粗利益は1.5%、例えばこちらの場合は1.5%ですから、1億円売り上げたとしても、残るお金は1.5%、105万円ですか、そういうふうな形になっております。

仕入価格のほうも上昇して、全体の食材だとかワインだとか、そちらのほうをトータルで見ますと、令和4年は卸率が大体45%、1,000円のものを買いますと450円ぐらいの仕入れ価格で、残るは550円入ってくるというふうな形になります。それが令和5年では、これが50%になっております。これ非常に棚卸しというか、物価高騰が影響しておりますが、上代価格に直接反映するものもあるのですが、主に食材の食べ物に関しては、あまりそこを上げてしまうと、要はユーザーの方、利用客の方に敬遠されてしまうというおそれもありますので、非常に苦しい状態が続きました。そこら辺も従業員のマンパワーでやっておりますが、当然従業員のほうも職場の働き方改革ということもありますので、その辺は、各部署間で協力し合いながらフォローアップをする中で、何とかこういったような状況でやり切ることができたという思いでございます。

以上でございます。

- 副委員長（矢崎友規君） 中村委員長。
- 委員長（中村勝彦君） 従業員が力を合わせて経費削減、売上げ増進につなげたというところが強く捉えました。

そこでもう一度、1個確認ですけれども、お客さんも増えました。従業員の今までの作

業も増えました。働き方改革も出てきますというところで、従業員のマンパワーに頼るのもいいんですけれども、そもそも足りていますか。負担が多過ぎてはいなければなどというところが気になりましたので、非常に努力は認めるところがあろうかなと思いますけれども、従業員の負担が随分増えたのかなという印象を受けたのですが、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

- 副委員長（矢崎友規君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

委員長おっしゃるとおり、非常に従業員のほうの確保には、こちらのほうも心血を注いでいるところでございます。昨年に至っては、そういうこともありますので、新しい従業員、正職員を2人採用させていただいたところでございますし、アルバイトも常備、期間採用、そこで足りない部分は派遣社員、委託、そういうものに頼って、何とか職員の職場改善等、労働環境を確保するように今年度も当然努めておりますし、昨年度もそういう形で対応させていただいております。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） 承知しました。
- 副委員長（矢崎友規君） 委員長を交代いたします。
- 委員長（中村勝彦君） 委員長を交代いたしました。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） 認定第16号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第16号 令和5年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計の利益の処分及び決算については、利益の処分を可決すべきもの、決算を認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がないので、認定第16号については、利益の処分を可決すべきもの、決算を認定すべきものと決しました。

入替えがありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時05分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。
-

認定第1号

- 委員長（中村勝彦君） 昨日のご答弁からお願いいたします。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） まず初めに、今回、委員会の審議に支障を来す事態を起こしてしまいましたことを再度深くおわび申し上げます。以後、このようなことが起こらないよう注意したいと存じますので、大変申し訳ございませんでした。

小林委員より昨日、大菩薩の湯に関しまして、年間実績報告書等について、13点ご質問に対して回答させていただきます。

まず1点目でございます。収入の部、その他雑収入として予算243万2,000円を見込んでいるが、何かということでございます。

指定管理者の自主事業としてバーベキューを計画しておりましたが、実施できなかったため、収入がゼロ円となっております。

2点目としまして、支出の消耗品費についてであります。

一部備品が含まれているため、消耗品費が高くなっております。5月の198万3,437円ありますが、主なものとして、ダイニングテーブル、パブリックチェアなどの購入費であります。7月につきましては、142万163円は、自主事業で使用するバーベキュー用の大型冷蔵庫やイベント折り畳みステージが2台、ごみ箱、ランドリーバスケット80個、業務用清掃機や高圧洗浄機等の購入費であります。

決算資料としまして、年間実績報告書に執行額が入っていない項目につきましては、年度途中で様式を変更したことにより入っていない項目がございます。令和6年2月に行われました監査委員事務局の監査におきまして、様式を統一するよう指摘がありまして、天目山温泉の様式に変更いたしました。変更した様式に合わせまして、決算までに管理者へ仕分していただくよう指導はしてございましたが、振り分けが間に合わず、抜けている項目がある状況となってしまい、申し訳ございません。令和6年度からは項目に合うよう費用を計上し、報告を受けております。

3点目といたしまして、水道光熱費は何が含まれているのかということでございます。

水道光熱費の費用内訳につきましては、電気代のみであります。水道は井水のため、費用はかかっておりません。ガス代につきましては、後ほど報告いたしますが、燃料費に

含まれております。電気代、ガス等の項目についても新たに追加したもので、項目がありますが、振替ができず、執行額が入っておりませんので申し訳ありません。

4点目についてであります。修繕費について、6月に多いのは何を修繕したのかということでございます。

館内の電気配線と厨房設備の設置工事費であります。

5点目といたしまして、負担金（広告等）の補助についてであります。

4月の22万1,321円は、UTY招待ラクビーへのチラシに広告を掲載した費用であります。7月の22万260円は、ホームページの改修費用であります。10月の1万5,246円は、機関誌の広告掲載費であります。

6点目といたしまして、保守委託料が5月に多いのはなぜかということでございます。

4月・5月分の1名分の給与を外注費として指定管理者と雇用者との話合いの中で、保守委託料の項目で外注費として支払いを行ったと報告を受けております。

7点目といたしまして、自主事業がゼロ円なのは何かということでございます。

指定管理者の自主事業としてバーベキューを計画しておりましたが、実施できなかったため、支出がゼロとなっております。

なお、講演会と大菩薩トレッキング事業につきましては、自主事業として指定管理者より申請を受け、市としてこの自主事業を指定管理者の経費ではなく、あくまで自己の費用での承認をしております。

8点目といたしまして、燃料費が健康福祉センター、ぶどうの丘に比べてとても多い、おかしいのではというご質問でございますけれども、燃料費の内訳であります。重油とガス代であります。実績額が1,382万4,028円のうち、重油代が1,290万9,374円、ガス代が91万4,654円あります。費用の割合としまして、重油が94%となっており、燃料費の大半を占めております。過去から現在の重油の使用料に関しましては、コロナ禍前の平成30年度は14万リットル、令和元年は13万2,000リットル、今回の決算、令和5年は13万3,000リットルでありますので、使用料が今回の決算において異常に多いわけではございません。物価高騰によりまして燃料単価が上がっておりますが、重油の単価購入価格、全国平均、市の単価表も比較する中で適正と判断しております。

9点目といたしまして、リース、賃借料のばらつきがあるのはなぜかということでございます。

多い月は社員の方の家賃補助の関係であります。アパートの契約に関して敷金が発生す

るため、多くなっている月があり、入退の状況により月ごとばらつきがあります。リースの内容としましては、ほか入り口マット、コピー機、コンピューターのリース代でございます。

アンケートについてであります。令和2年度から令和4年度はコロナ禍によりサウナを休止しておりましたが、毎月のモニタリングで来客から口頭でサウナの運営について要望を管理者からいただいているということを知っております。令和5年度のアンケートは4件であります。毎月の管理者とのモニタリングにおきまして、利用者から窓口でさらなる問合せを多数受けているという報告を受けており、職員も地域や利用者から要望の声を多く聞いております。

11点目としまして、自主事業の参加者と日時、内容についてであります。

講演会についてであります。行徳哲男氏の講演会につきましては7月29日に実施しまして、場所につきましては大菩薩の湯で、参加者は30名であります。内容につきましては、「新型コロナウイルス終息後の市民の触れ合いのコミュニティ振興」の講演を行いました。

2番としましては、三浦豪太氏に学ぶ大菩薩嶺の歩き方、トレッキング教室であります。日時は9月30日から10月1日の1泊2日で実施しまして、場所は大菩薩の湯、宿泊は介山荘に宿泊しました。参加者は15名であります。内容につきましては、大菩薩嶺登山を行い、介山荘に宿泊、下山後、大菩薩の湯に入浴、バーベキューを行いました。三浦豪太氏や貴闘力など著名人が参加し、大菩薩の湯のPR活動を行いました。

最後の講演でございますが、あえば浩明氏の講演会であります。10月7日に大菩薩の湯で実施し、参加者は30名であります。内容につきましては、「世界の未来は日本にかかっている、住民サービスの拡大、市民のコミュニティ振興」の講演を行いました。

12点目といたしまして、福利厚生、法定・厚生福利の項目についてのことでありますが、支払いのない月があるとのことあります。

社会保険につきましては、雇用開始から2か月後に社会保険料の支払いが発生しますので、雇用のタイミングにより社会保険料が発生しない月が生じることがございます。給与報酬の支払いは、社会保険労務士と相談しながら問題のないように進めているということあります。

なお、天目山温泉につきましても、9月、12月に払っていない月がございますので、この雇用のタイミングによりまして支払いが発生しない月が生じております。

最後になりますけれども、電気代についてはどこに含まれているのかということでございます。

先ほど3点目でご報告したように、水道光熱費は全て電気料となっております。

質問につきましては以上でございます。

- 委員長（中村勝彦君） もう一個のやつは、先ほどのぶどうの丘の答弁でいいですね。鈴木市長がと言ったところ。別で。では、1つずつやりましょうか。

では、小林委員。

- 委員（小林真理子君） ご報告ありがとうございます。

何でこんなに細かくお聞きしたかといいますと、指定管理料が入ったのが5月で、5月を境にすごくちょっと、ぽつぽつと気になる支出、何でこんなに多いのかなというところが大変気になっておりました。

赤字補填分と燃料高騰分で指定管理料を増やして、今回、指定管理者を募集して、ここにやってもらうということになった経緯をご承知だと思います。赤字補填分、できればその指定管理料内で運営できるように努力していく。入館者が目標の4万人超えたのは私、評価だと思います。だけれども、赤字が845万円出ているということは、まだ足りないということですね。だから、これちょっと支出を考えなくてはいけないのかなと思います。

消耗品に備品が入っていると、振り分けとして備品は消耗品、消耗するものもありますけれども、バーベキューコンロとか高圧洗浄機は消耗品ではないですねとか、あとダイニングテーブルとか、冷蔵庫も稼働しているのを見たことがないです。売店のところに置いてあるの。バーベキューコンロもきれいなまま置いてあって、使っているのを見たことがなくて、でも、どうしてもそこで買わなくてはいけないものだったのかというのはすごく疑問ではないかと思うのですが、担当課としては、こちらで報告書をご覧になって、よいものとしていらっしゃるのだと思うんですが、そういうあたりを指導されないのでしょうか、されたのか。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

先ほどもご報告の回答にあったように、様式が変わったことにより、前回の指定管理者の場合につきましては備品という項目がなかった。今回新たに追加して、備品というものを作成して、振替はちょっとしていないんですけれども、項目がなかったことが今回

の原因であります。

あと、いろいろ費用として買っているものにつきましては、自主事業で冷蔵庫、ダイニングテーブルにつきましては、バーベキューの関係で買ったものでありまして、実施していないのはいろいろ原因があるわけですが、当課としましてもモニタリングの中でやっていただくよう指導はしております。

赤字につきましては、今後、指定管理料も含める中で検討していかなければならないかなとは思っています。また、令和5年度につきましては、赤字補填は市では行いませんので、800万円につきましては丸々自己負担の金額になりますので、ご報告させていただきます。

- 委員長（中村勝彦君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうだと思います。経費の使い方云々かんぬんまで口出せるのかどうかというのはよく分からないですけども、モニタリングの中で。しかしながら、2,000万円入ってきたから、ちょっと使い過ぎではないかなとは思っています。

重油代、灯油代、ガス代、確かに適正な量なのか、ほかのところ、健康福祉センター8万6,000リットルなので、大菩薩の規模から考えてそれくらいかかるのかなと、13万リットルも使えばこれくらいになるんだろうとは思っています。

やはりちょっと乱暴ではないかなと私はこれを見させていただいて、あのとき私、一般質問もしましたし、委員会でもいろいろ指摘もさせていただきましたが、熱意ということでやったことがない方が会社を起こして、ここに指定管理をしたということについて、ちょっとこの状況であと2年、今年1,000万円指定管理料が、令和6年、令和7年も1,000万円少ないわけで、初期の投資だからこれだけかかりましたと昨日、課長もおっしゃっていましたが、そうは言ってもこの熱意というところで取ったと、どのように評価されたのか、ちょっと令和5年の評価として指定管理者、どんなふうにも評価されたのか伺いたいです。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

評価としましては、事業報告書の一番トップページにあるように、総合評価の中で評価をしております。

読み上げますと、施設安定運営のため適正管理が図られている。自主事業を積極的に展開し、利用者の増加に取り組んでいる。また接客の向上、衛生管理、清掃の徹底など適

正な施設維持管理に努めており、利用者の高評価につながっている。収支については、自主事業が一部実施できなかったことや物価高騰などの影響により、845万円の赤字となった。これが総合評価であります。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 施設の管理状況については、高圧洗浄機も購入したりして、きれいにしていこうという努力は見られます。でも、その845万円の赤字になったということは、やはりもう少し担当課としては、物価高騰だけではなくて内容をしっかり精査して、そこは評価するべきではないかなと思います。

あと、さっき調べていただいた中で最後のほう、12番目としてお答えいただいた中の社保とあと委託料、6番目だったかな、保守委託料の中に職員外注費として支払いをしたと。これ外注費でいいわけがないんですよ。一番最初の指定管理者との事業計画を市に出していると思うのですが、あそこ食堂を委託しますという報告は受けたのですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） 外注としての支出につきましては、食堂をやっているのかどうかはちょっと分からないですけども、会社側と雇用者の実情により、この項目から支出したということを受けております。

内容につきましては、社労士もいるので相談していることということで報告を受けております。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） ここではなくて、事業計画書をもらっていますよね、一番最初に。指定管理契約を結ぶときに。そのときに委託業を入れますという報告ではなかったはずですが。計画、こちらにもありますけれども、職員として入っている。協定書に、委託業者を入れるのであれば市に報告してくださいというのがあはずですけども、委託業者を入れますという報告はどの時点であったんですか。

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

食堂の委託ということではなくて、人件費を外注ということでそこで払っているので、発注を委託したわけではなくて、人件費の処理として、この委託費のところで支払ったということでもあります。

○ 委員長（中村勝彦君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 外注と委託って何が違うのですか。

それか、すみません。職員人件費が、賃金が外注費に入っているのですか。支払った人件費が、賃金じゃなくて外注なのか。ということは、よくある派遣の人をお願いしたというようなことであれば、外注費でもちょっと解せるのですが。

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

今まで働いていた方なんですけれども、会社の事情、本人の事情により派遣という形で給料を払ったと聞いております。

○ 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時28分

再開 午後 5時30分

○ 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君）

○ 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

その件につきましては、職員の担当の耳にも入って、モニタリングのときに指定管理者の代表に確認したところ、社労士と相談して適正に行っているという報告を受けておりますので、それ以上こちらのほうも確認はしようがないという状況であります。

○ 委員長（中村勝彦君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時33分

再開 午後 5時55分

- 委員長（中村勝彦君） 再開いたします。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 少し踏み込んだ発言をいたしましたので、先ほどの発言を取消しさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。
- 委員長（中村勝彦君） 発言ということですね。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 先ほど課長からもご答弁いただきましたし、自主事業のためのいろいろ備品を購入したものの、自主事業の実施に至らなかったということで、備品は私も目で確認する限り大量にしっかりそろえられていますので、令和6年度はもう半分来ていますがけれども、ぜひこの自主事業は頑張ってもらわないと、赤字補填ということはもう市としてもできれば回避できるように、しっかりそのあたりもモニタリングを通じて指導していただければと思ひます。
あと、こちらの様式も天目山温泉のほうに合わせたということなので、こちらのほうもしっかり精査された中で、令和6年度はしっかりこのあたりの管理も願ひしたいと思ひます。要望です。
- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） アンケートが4人のところで、先ほど課長は聞き取った、口頭でサウナの要望とか地域の要望、あるいは好評だったことを聞き取って、好評いただいているというようなことをおっしゃいましたけれども、やはりアンケートはアンケートできちんと数を取って、客観的に評価をするということが必要だと思ひます。
それから、それも含めて報告書が、これで評価をしているということが、自主事業を積極的に展開し利用者の増加に取り組んでいるということがあるんですけども、この報告はこの表だけで、やっていないことは、もうこれはやったことに、取組ということでやったということの報告ですから、この表はやはり改善されるべきだと思ひますし、例えばこの自主事業はいついつどういふことをやって、何名参加して、写真つきでというような報告というのがやはりあってしかるべきで、そのことをちゃんと評価をするべきなのではないかというふうに思ひます。

そういうバーベキューにしても、バーベキューの機材とかそういうものは買ったけれどもできなかった、なぜできなかったのかというような、先ほどトレッキングをやったらバーベキューをやったと何か言ったような気もしましたが、そういうことをきちんと報告書には書いていただいて、それで評価をするという、そういうことをして、よりよいものにするために、なぜかという、やはりそうは言っても2,000万円の指定管理料がすぎ込まれているわけですから、それを有効に使って、これからのさらに集客を増やしていくということのために、やっていただかなければいけないのではないかなというふうに思います。

以上です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 先ほど、ぶどうの丘の認定のほうが終わって、審査で、ぶどうの丘のほうでもちょっと聞きましたが、観光商工振興協議会の代表者の問題については、代表を務めているのが市長であっても、協賛金をお願いしているのは副会長名であるというので、そのあたりを確認できましたので、でも、しかしながら名誉会長にするとか、そういうことを考えつつ、ずっと市長が観光商工振興協議会の会長というよりも、名誉会長になっていただくというほうが私はいいのかなと思いますので、これは観光課の所管、一応負担、補助金として出していますので、ちょっと私の意見です。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑ございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） しつこいようで本当に申し訳ありませんけれども、花火のことはやはり先ほど申し上げたように、向こうは負担金、こちらは協賛金という中でやっているということで、そして費用対効果ということでは、非常にそのことについての、花火についての費用対効果は分からないけれども、当局としてはどのように、この活気づけ花火というものの費用対効果を考えているか、それだけ伺いたいと思います。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

廣瀬明弘議員の答弁にもありましたように、花火につきましては、イベントを盛り上げるために開催することとしており、今年度もイベントに合わせて花火のほうを打ち上げる予定であります。

- 委員長（中村勝彦君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） イベントを盛り上げるためになんだけれども、イベントで盛り上がって集客なり、そういうことにつながったかどうかという、その費用対効果というんですか、便益ですけれども、そのことを伺っています。

- 委員長（中村勝彦君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） 昨日の答弁とも重なりますけれども、イベントについて費用対効果というのは非常に難しいわけでありまして。花火につきまして150万円、前回支出したわけでございますけれども、イベントを飾るために必要ではないかと思えます。

- 委員長（中村勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（中村勝彦君） 第7款商工費についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。認定第1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第3款、第4款、第5款、第6款、第7款、第8款については、これを認定すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中村勝彦君） ご異議がありますので、起立による採決を行います。

認定第1号については、これを認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（中村勝彦君） 起立半数、可否同数であります。

よって、甲州市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が認定第1号に対する可否を裁決いたします。

委員長は、認定第1号について、認定すべきものと採決いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件は以上となります。

この後、委員間討議をしたいと思いますので、職員はここで退席したいと思います。

場所の準備をしますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時02分

再開 午後 6時10分

- 委員長（中村勝彦君） では、再開いたします。

委員の皆さんから発言はございますか。

(発言する者なし)

- 委員長（中村勝彦君） なければ、本日の委員会は閉会したいと思います。
閉会にあたりまして、矢崎副委員長よりご挨拶をいただきます。
- 副委員長（矢崎友規君） 皆さん、連日にわたり大変長時間お疲れさまでした。
この後も少し委員間討議をいたしますので、もう少しお時間いただけたらと思います。
以上をもちまして、予算決算常任委員会分科会を閉会といたします。

[散会 午後 6時11分]